

参考資料

1. SDGs 17 のゴール（目標）とターゲット（抜粋）【本編 2～10 頁】
2. パリ協定 【本編 2～10 頁】
3. 国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会合（COP26） 【本編 2～10 頁】
4. 空き家数と空き家率の推移 【本編 34 頁】
5. 種別農家数 【本編 31 頁】
6. 製品出荷額等及び従業員数 【本編 34 頁】
7. 卸・小売業商店数及び卸・小売業従業者数 【本編 34 頁】
8. 大気質の測定・調査結果 【本編 16 頁】
9. 水質・底質の測定・調査結果 【本編 16 頁】
10. 騒音・振動の測定結果 【本編 17 頁】
11. 土壌の測定結果 【本編 17 頁】
12. 本市の温室効果ガスの発生状況（推計値）【本編 25 頁】
13. 「環境に関する市民等意識調査」結果（2020 年 11 月～12 月実施）【本編 18～20 頁】

用語集

伊賀市環境基本条例

參考資料

1. SDGs 17のゴール（目標）とターゲット（抜粋）【本編2～10頁】

出典：環境省HP

17のゴール（目標）	
	貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	農業と産業革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	人や国の不公平をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

ターゲット（抜粋）
<ul style="list-style-type: none"> ・極度の貧困を終わらせる ・貧困状態にある人の割合を半減させる ・貧困層、脆弱な状況にある人々の強靭性を構築し、気候変動に関する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する
<ul style="list-style-type: none"> ・飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする ・生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象などへの適応能力を向上させ、持続可能な食糧生産システムを確保し、強靭な農業を実践する ・小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる
<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦の死亡率を削減する ・重篤な伝染病を根絶し、その他の感染症に対処する ・有害な化学物質、大気、水質、土壌の汚染による死亡や疾病の件数を大幅に減少させる
<ul style="list-style-type: none"> ・無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする ・乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする ・高等教育に平等にアクセスできるようにする
<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する差別をなくす ・女性に対する暴力をなくす ・政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する
<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安価な飲料水の普遍的・衡平なアクセスを達成する ・下水・衛生施設へのアクセスにより、野外での排泄をなくす ・様々な手段により水質を改善する
<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する ・再生可能エネルギーの割合を増やす ・エネルギー効率の改善率を増やす
<ul style="list-style-type: none"> ・一人当たりの経済成長率を持続させる ・高いレベルの経済生産性を達成する ・開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の設立や成長を奨励する
<ul style="list-style-type: none"> ・経済発展と福祉を支える持続可能で強靭なインフラを開発する ・雇用とGDP に占める産業セクターの割合を増やす ・資源利用効率向上、クリーン技術等の技術・産業プロセスの導入等により持続可能性を向上させる
<ul style="list-style-type: none"> ・所得の少ない人の所得成長率を上げる ・すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する ・機会均等を確保し、成果の不平等を是正する
<ul style="list-style-type: none"> ・交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する ・参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する ・文化遺産、自然遺産の保護・保全の努力を強化する
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生の防止、削減、再生利用等により廃棄物の発生を大幅に削減する ・天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する ・世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす
<ul style="list-style-type: none"> ・気候関連災害や自然災害に対する強靭性と適応能力を強化する ・気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む ・気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する
<ul style="list-style-type: none"> ・海洋汚染を防止・削減する ・海洋・沿岸の生態系を回復させる ・海洋酸性化の影響を最小限にする
<ul style="list-style-type: none"> ・陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する ・森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす ・砂漠化に対処し、劣化した土地と土壌を回復する
<ul style="list-style-type: none"> ・暴力及び暴力に関連する死亡率を減らす ・子どもに対する虐待や暴力・拷問をなくす ・持続可能な開発のための被差別的な法規及び政策を推進し、実施する
<ul style="list-style-type: none"> ・先進国は、開発途上国に対するODA に係るコミットメントを完全に実施する ・開発途上国のための追加的資金源を動員する ・持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する

2. パリ協定 【本編 2～10 頁】

【パリ協定の概要】

2015（平成 27）年 11 月 30 日から 12 月 13 日までフランス・パリにおいて開催された 国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)では、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含む COP 決定が採択されました。

パリ協定は、「京都議定書」の後継となるもので、2020（令和 2）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みです。

このパリ協定の発効には 55 カ国以上が批准し、その排出量が世界の温暖化ガス排出量の 55%に達する必要がありましたが、採択の翌年 2016（平成 28）年 10 月 5 日にこの条件を満たし、同年 11 月 4 日に発効されました。京都議定書では一部の先進国に温室効果ガス排出削減が限られていたのに対し、このパリ協定では世界各国が新たな枠組みに対する約束草案を国際気候変動枠組条約事務局に提出しており、先進国だけではなくすべての国において取り組むことが期待されています。

各国の削減目標		
国連気候変動枠組条約に提出された約束草案より抜粋		
国名	削減目標	
 中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 60-65% 削減 <small>※2030年前後に、CO₂排出量のピーク</small>	2005年比
 EU	2030年までに 40% 削減	1990年比
 インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 33-35% 削減	2005年比
 日本	2030年度までに 26% 削減 <small>※2005年度比では25.4%削減</small>	2013年度比
 ロシア	2030年までに 70-75% に抑制	1990年比
 アメリカ	2025年までに 26-28% 削減	2005年比

【パリ協定の特徴】

- 歴史上はじめて、気候変動枠組条約に加盟する 196 カ国全ての国が削減目標・行動をもって参加することをルール化した公平な合意である。
- 全ての国が、長期の温室効果ガス低排出開発戦略を策定・提出するよう努めるべきとしている。
- 世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられている。
- 長期目標の達成に向け、2023（令和 5）年以降、5 年ごとに世界全体の進捗を確認する(グローバルストックテイク)。
- また、「今世紀後半には、温室効果ガスの人為的な排出と吸収源による除去の均衡を達成するよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って急激に削減すること」が世界全体の目標として掲げられている。

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP

3. 国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会合（COP26） 【本編 2～10 頁】

【会合結果のポイント】

2021（令和 3）年 10 月 31 日から 11 月 13 日まで英国・グラスゴーにおいて開催されました。

会合結果のポイントは次のとおりです。

- ①岸田総理大臣が首脳級会合「世界リーダーズ・サミット」に参加し、2030（令和 12）年までの期間を「勝負の 10 年」と位置づけ、全ての国に野心的な気候変動対策を呼びかけました。
- ②英国主導で実施された「議長国プログラム」では、日本から、気候変動対策の重点分野における取り組みの発信やグラスゴー・ブレイクスルー等の実施枠組みへの参加等の対応を図りました。
- ③国連気候変動枠組条約交渉では、日本も積極的に交渉に貢献し、パリ協定 6 条（市場メカニズム）をはじめとする重要な交渉議題で合意に至り、パリ協定ルールブックが完成しました。

グラスゴー・ブレイクスルー：5 つの目標

- ・電力：クリーンな電力を、2030（令和 12）年までにすべての国が電力需要を効率的に満たすための最も安価で信頼できる選択肢とする。
- ・道路輸送：ゼロエミッション車を 2030（令和 12）年までにすべての地域で利用しやすく、安価で、持続可能なものとし、新たな標準（ニューノーマル）とする。
- ・鉄鋼：2030（令和 12）年までにすべての地域で効率的な使用とゼロエミッションに近い鉄鋼生産が確立され、成長し、グローバル市場でゼロエミッションに近い鉄鋼が好ましい選択肢とされる。
- ・水素：2030（令和 12）年までに、再生可能で低炭素かつ安価な水素が世界的に入手可能となる。
- ・農業：気候変動に強い持続可能な農業が、2030（令和 12）年までに世界中の農家にとって最も魅力的で広く採用される選択肢となる。

【岸田総理大臣より】

首脳級会合「世界リーダーズ・サミット」において 2030（令和 12）年までの期間を「勝負の 10 年」と位置づけ、全ての国に野心的な気候変動対策を呼びかけるとともに、日本の取り組みとして以下の発信を行いました。

- ①新たな 2030（令和 12）年度温室効果ガス削減目標
- ②今後 5 年間で最大 100 億ドル資金援助の追加コミットメント及び適応資金支援の倍増の表明
- ③アジアにおけるゼロエミッション火力転換への支援
- ④グローバル・メタン・プレッジへの参加、等の気候変動対策

【環境大臣の COP26 会合・イベントへの参加より】

- ①パリ協定ルールブックの完成
 - ②日本の取り組みの発信
- という 2 つの大きな目標を達成した。

【交渉結果】

①COP 全体の決定

パリ協定の 1.5°C 努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である 2030（令和 12）年度にむけて野心的な気候変動対策を締結国に求める内容となっています。決定文書には、全ての国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の削減及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む努力を加速すること、先進国に対して 2025（令和 7）年までに途上国の適応支援のための資金を 2019（令和元）年比で最低 2 倍にすることを求める内容が盛り込まれました。

②市場メカニズム

パリ協定第 6 条に基づく市場メカニズムの実施指針が合意され、当該合意により、パリルールブックが完成しました。実施指針のうち、二重計上の防止については、日本が打開策の一つとして提案していた内容がルールに盛り込まれ、今回の合意に大きく貢献しました。

③透明性の枠組み

各国の温室効果ガス排出量の報告等について報告様式を前締結国共通の表形式とすることとしました。

④共通の時間枠

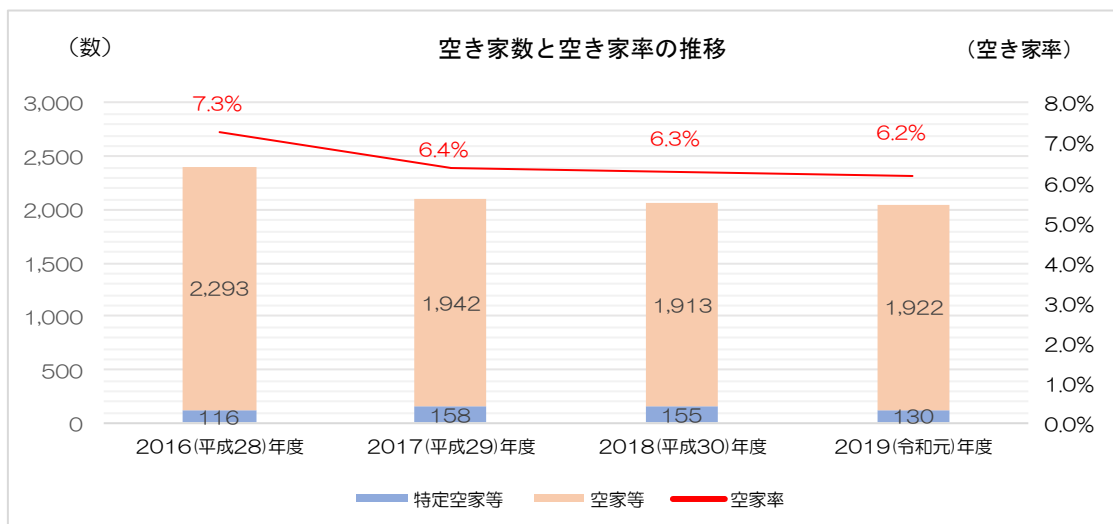
温室効果ガス削減目標を 2025（令和 7）年に 2035（令和 17）年目標、2030（令和 12）年に 2040（令和 22）年目標を通報（以降、5 年毎に同様）することを推奨しました。

⑤気候資金

2025（令和 7）年以降の新たな途上国支援の数値目標の議論を開始しました。

4. 空き家数と空き家率の推移 【本編 39 頁】

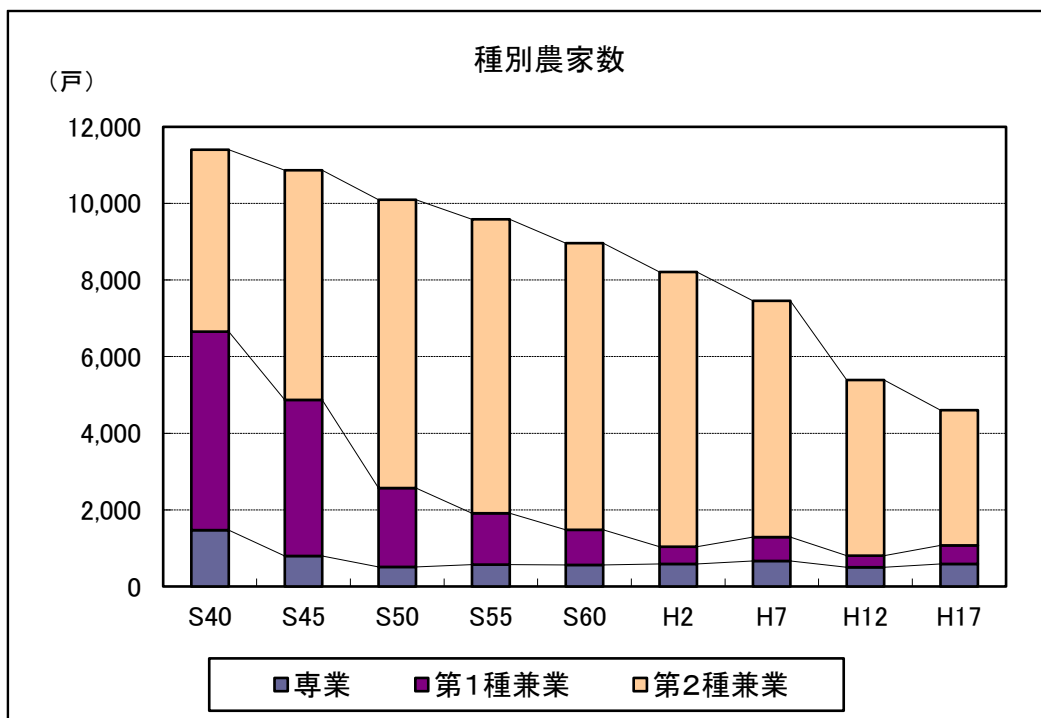
本市における空き家数と空き家率の推移を以下に示します。



注：各年度3月末時点
出典：「伊賀市空き家対策の現状と展開」伊賀市

5. 種別農家数

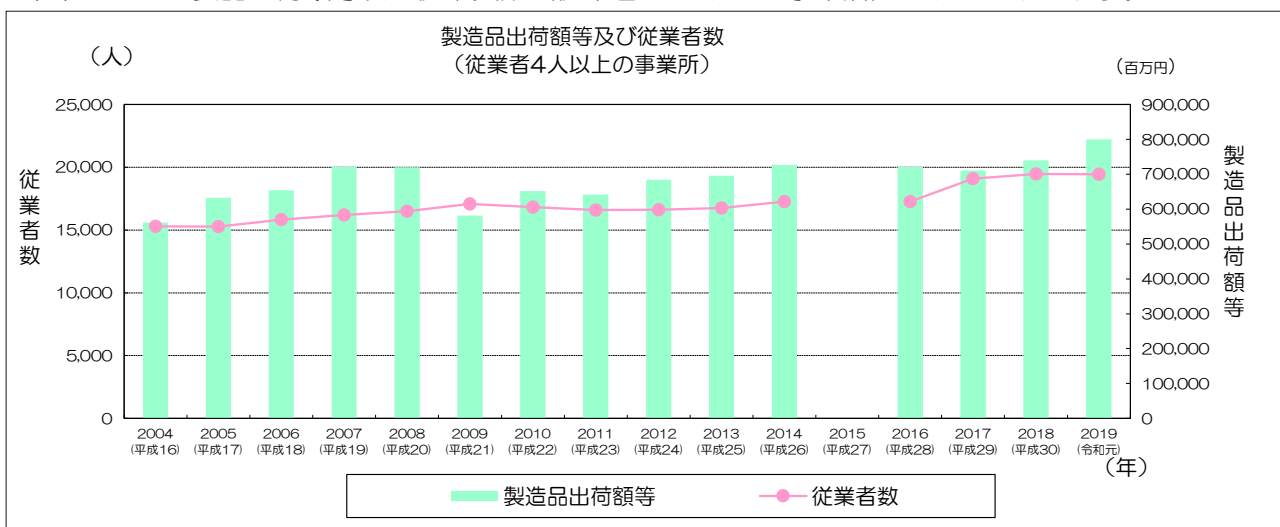
本市における種別農家数を以下に示します。



注：各年2月1日
現在出典：「農林業センサス報告書」農林水産省

6. 製品出荷額等及び従業員数

本市における製品出荷額等及び従業員数（従業者4人以上の事業所）を以下に示します。



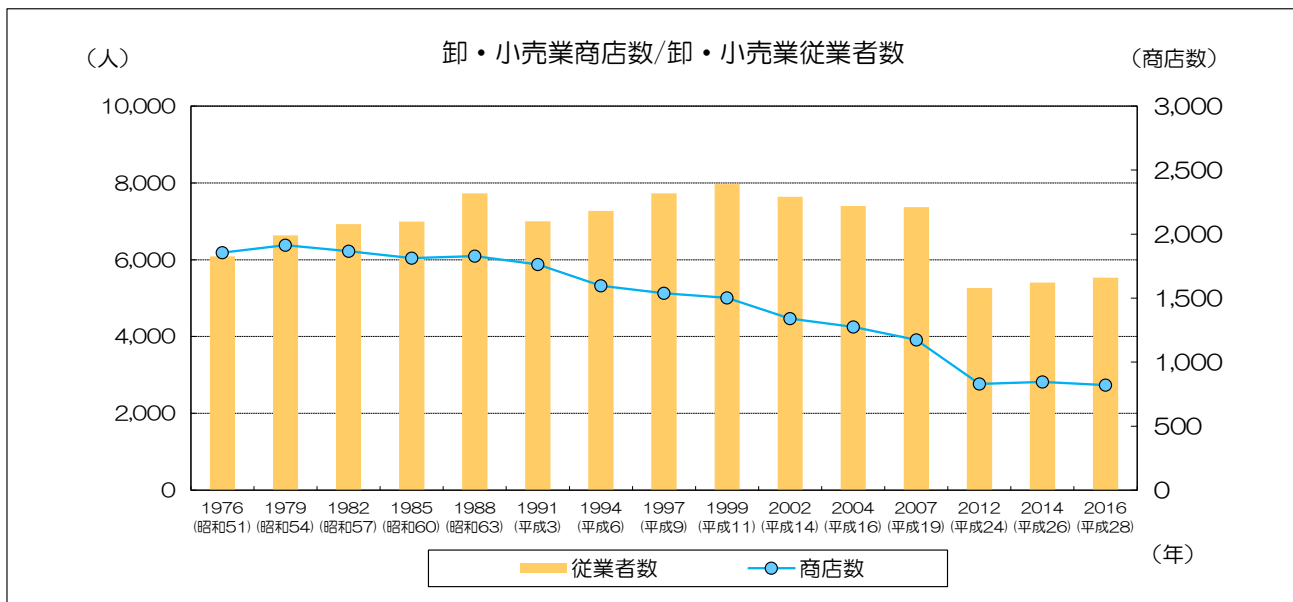
注：各年12月31日現在。R1～H29年は、6月1日現在従業者4人以上の事業所。

H27年は、工業統計調査及び経済センサス活動調査は実施がないため、数値はない。

出典：「工業統計表」経済産業省、「三重の工業」三重県統計調査室、「経済センサス活動調査」総務省統計局

7. 卸・小売業商店数及び卸・小売業従業者数

本市における卸・小売業商店数及び卸・小売業従業者数を以下に示します。



注：1976(昭和51)年,1985(昭和60)年は5月1日現在、

1979(昭和54)年,1982(昭和57)年,1988(昭和63)年,1997(平成9)年,1999(平成11)年,2002(平成14)年,2004(平成16),2007(平成19)年は6月1日現在、

1991(平成3)年,1994(平成6)年,2014(平成26)年は7月1日現在。飲食店を除く。

2012(平成24)年は2月1日現在、2016(平成28)年は6月1日現在。飲食店を除く。

出典：「商業統計表」経済産業省、「三重の商業」三重県統計調査室、「経済センサス活動調査」総務省統計局

8. 大気質の測定・調査結果 【本編 16 頁】

本市における大気質の測定・調査結果を以下に示します。

二酸化硫黄測定結果

測定局	年度	1時間値の最大値	年平均値	日平均値の2% 除外値	環境基準達成状況
		単位 (ppm)			
伊賀緑ヶ丘中学校	2004(平成16)	0.047	0.007	0.015	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2005(平成17)	0.078	0.008	0.021	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2006(平成18)	0.078	0.010	0.025	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2007(平成19)	0.073	0.008	0.021	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2008(平成20)	0.047	0.005	0.012	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2009(平成21)	0.083	0.004	0.008	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2010(平成22)	0.057	0.002	0.004	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2011(平成23)	0.046	0.002	0.004	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2012(平成24)	0.010	0.002	0.003	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2013(平成25)	0.009	0.001	0.003	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2014(平成26)	0.008~0.010	0.001	0.002~0.003	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2015(平成27)	0.008	0.000~0.002	0.002~0.003	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2016(平成28)	0.008~0.010	0.001	0.002~0.003	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2017(平成29)	0.008	0.001	0.003	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2018(平成30)	0.011	0.001	0.002	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2019(令和元)	0.010	0.001	0.002	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2020(令和2)	0.007	0.001	0.002	○

注) 環境基準（長期的評価）達成状況：○達成、●：未達成

出典：環境白書（三重県）、三重県サステナビリティレポート（三重県）

二酸化窒素測定結果

測定局	年度	1時間値の最大値	年平均値	日平均値の年間 98%値	環境基準達成状況
		単位 (ppm)			
伊賀緑ヶ丘中学校	2004(平成16)	0.079	0.017	0.031	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2005(平成17)	0.068	0.015	0.029	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2006(平成18)	0.059	0.014	0.028	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2007(平成19)	0.051	0.012	0.024	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2008(平成20)	0.048	0.011	0.023	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2009(平成21)	0.052	0.010	0.021	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2010(平成22)	0.059	0.012	0.024	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2011(平成23)	0.048	0.010	0.020	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2012(平成24)	0.048	0.008	0.019	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2013(平成25)	0.054	0.011	0.024	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2014(平成26)	0.053~0.056	0.010	0.021~0.023	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2015(平成27)	0.046~0.053	0.010	0.021~0.022	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2016(平成28)	0.048~0.055	0.008	0.018	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2017(平成29)	0.044	0.008	0.019	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2018(平成30)	0.051	0.008	0.019	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2019(令和元)	0.050	0.007	0.016	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2020(令和2)	0.040	0.006	0.016	○

注) 環境基準（長期的評価）達成状況：○達成、●：未達成

出典：環境白書（三重県）、三重県サステナビリティレポート（三重県）

光化学オキシダント測定結果

測定局	年度	屋間の1時間値の 最高値	屋間の1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数		環境基準達成状況
		単位 (ppm)	日	時間	
伊賀緑ヶ丘中学校	2004(平成16)	0.130	90	507	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2005(平成17)	0.116	68	291	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2006(平成18)	0.080	19	44	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2007(平成19)	0.102	24	79	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2008(平成20)	0.092	36	136	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2009(平成21)	0.130	73	493	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2010(平成22)	0.140	105	613	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2011(平成23)	0.106	49	265	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2012(平成24)	0.136	89	500	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2013(平成25)	0.133	98	533	●
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2014(平成26)	0.111~0.114	76~84	435~501	●
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2015(平成27)	0.111~0.115	80~89	428~467	●
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2016(平成28)	0.099~0.104	59~65	348~383	●
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2017(平成29)	0.124~0.139	76~86	444~475	●
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2018(平成30)	0.101~0.112	68~71	384~392	●
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2019(令和元)	0.115~0.122	69~70	345~382	●
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2020(令和2)	0.096~0.098	58~59	311~321	●

注) 環境基準(長期的評価) 達成状況: ○達成、●: 未達成

屋間値とは5時から20時までの時間内の測定値をいいます。

出典: 環境白書(三重県)、三重県サステナビリティレポート(三重県)

浮遊粒子状物質測定結果

測定局	年度	1時間値の最大値	年平均値	日平均値の2% 除外値	環境基準達成状況
		単位 (mg/m3)			
伊賀緑ヶ丘中学校	2004(平成16)	0.164	0.026	0.060	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2005(平成17)	0.135	0.021	0.059	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2006(平成18)	0.414	0.026	0.064	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2007(平成19)	0.208	0.024	0.060	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2008(平成20)	0.105	0.022	0.048	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2009(平成21)	0.589	0.019	0.044	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2010(平成22)	0.152	0.020	0.054	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2011(平成23)	0.215	0.020	0.044	●
伊賀緑ヶ丘中学校	2012(平成24)	0.112	0.021	0.053	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2013(平成25)	0.098	0.023	0.054	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2014(平成26)	0.079~0.086	0.017~0.021	0.042~0.049	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2015(平成27)	0.080~0.164	0.016~0.022	0.041~0.050	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2016(平成28)	0.085~0.094	0.015~0.017	0.031~0.035	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2017(平成29)	0.075~0.235	0.014~0.017	0.030~0.036	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2018(平成30)	0.064~0.101	0.014~0.017	0.033~0.040	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2019(令和元)	0.070~0.089	0.013~0.015	0.035~0.040	○
伊賀柘植 伊賀緑ヶ丘中学校	2020(令和2)	0.094~0.111	0.012~0.013	0.032~0.035	○

注) 環境基準(長期的評価) 達成状況: ○達成、●: 未達成

出典: 環境白書(三重県)、三重県サステナビリティレポート(三重県)

<参考>二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質の環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)
光化学オキシダント(O ₃)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)

○環境基準による大気汚染の状況の評価

ア. 短期的評価	二酸化窒素及び微小粒子状物質を除く	測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
イ. 長期的評価	二酸化窒素	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目(たとえば、年間有効測定日が350日の場合には343 (=350×0.98、四捨五入) 番目に当たる値(一日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。
	浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値(例えば、年間の有効測定日が335日の場合には7(335×0.02、四捨五入)個の測定値)を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日間以上連続した場合には非達成と評価する。
	微小粒子状物質	長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。 短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。 測定局における測定結果(1年間平均値及び98パーセンタイル値)を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。 ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしないものとする。

ダイオキシン類調査結果

測定地点	年度	年平均値	春季	夏季	秋季	冬季	環境基準
		単位(pg-TEQ/m ³)					
伊賀市役所	2004(平成16)	0.055	0.092	0.029	0.065	0.035	年平均 0.6以下
伊賀市島ヶ原支所	2004(平成16)	0.16	0.021	0.032	0.54	0.030	
伊賀市役所	2005(平成17)	0.063	0.034	0.044	0.1	0.074	
伊賀市役所	2006(平成18)	0.035	0.014	0.034	0.047	0.046	
伊賀市役所	2007(平成19)	0.028	0.019	0.022	0.044	0.027	
伊賀市役所	2009(平成21)	0.0210	0.0260	0.0140	0.0310	0.0130	
伊賀市役所	2011(平成23)	0.020	0.018	0.032	0.012	0.018	
伊賀市役所	2013(平成25)	0.015	0.0047	0.018	0.022	0.017	
伊賀市役所	2015(平成27)	0.045	-	0.016	-	0.073	
伊賀市役所	2017(平成29)	0.012	-	0.0070	-	0.016	
上野高校	2019(令和元)	0.014	-	0.012	-	0.016	

出典：ダイオキシン類に係る環境調査結果について（三重県）、環境白書（三重県）

有害大気汚染物質測定結果

測定局	年度	ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
		単位 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 達成状況	単位 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 達成状況	単位 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準	単位 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 達成状況
伊賀緑ヶ丘中学校	2005(平成17)	1.3	○	0.93	○	0.27	○	4.9	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2006(平成18)	1.4	○	0.55	○	0.22	○	1.7	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2007(平成19)	1.3	○	0.56	○	0.19	○	1.5	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2008(平成20)	1.0	○	1.00	○	0.16	○	1.4	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2009(平成21)	1.1	○	0.360	○	0.15	○	1.5	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2010(平成22)	0.90	○	0.14	○	0.15	○	1.6	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2011(平成23)	0.97	○	0.20	○	0.20	○	1.2	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2012(平成24)	0.79	○	0.16	○	0.17	○	1.1	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2013(平成25)	0.79	○	0.12	○	0.092	○	-	-
伊賀緑ヶ丘中学校	2014(平成26)	0.75	○	0.10	○	0.083	○	2.5	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2015(平成27)	0.65	○	0.098	○	0.066	○	1.3	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2016(平成28)	0.60	○	0.098	○	0.12	○	1.4	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2017(平成29)	0.63	○	0.13	○	0.071	○	1.2	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2018(平成30)	0.39	○	0.07	○	0.045	○	0.7	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2019(令和元)	0.47	○	0.11	○	0.064	○	0.69	○
伊賀緑ヶ丘中学校	2020(令和2)	0.55	○	0.081	○	0.063	○	0.75	○
環境基準		30		130		200		150	

注：2013（平成25）年度のジクロロメタンはデータなし。

出典：環境白書（三重県）、三重県サステナビリティレポート（三重県）

9. 水質・底質の測定・調査結果 【本編 16 頁】

本市における河川、地下水の水質及び底質の調査・測定結果を以下に示します。

生物化学的酸素要求量（BOD）（河川水）

水域名	地点名	類型	単位	環境基準	2003 (平成15)年度		2004 (平成16)年度		2005 (平成17)年度		2006 (平成18)年度		2007 (平成19)年度		2008 (平成20)年度		2009 (平成21)年度		2010 (平成22)年度		2011 (平成23)年度	
					BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否
木津川	大野木橋	A	mg/L	2	1.6	○	1.2	○	1.7	○	1.1	○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	1.1	○	1.2	○
木津川	岩倉橋	A	mg/L	2	1.8	○	1.9	○	2.5	○	1.5	○	1.5	○	1.1	○	1.3	○	1.3	○	1.5	○
木津川	島ヶ原大橋	A	mg/L	2	1.9	○	1.5	○	2.5	○	1.5	○	2.1	×	1.2	○	1.6	○	1.6	○	1.7	○
柘植川	山神橋	A	mg/L	2	2.0	○	1.8	○	1.2	○	0.9	○	1.0	○	1.3	○	1.4	○	1.6	○	1.6	○
服部川	伊賀上野橋	A	mg/L	2	1.6	○	1.7	○	2.2	○	1.4	○	1.5	○	0.9	○	1.1	○	1.3	○	1.4	○
久米川	芝床橋	B	mg/L	3	3.3	×	2.8	○	2.5	○	2.5	○	2.4	○	3.7	×	4.0	×	4.4	×	4.5	×
比自岐川	栢川橋	A	mg/L	2	1.5	○	1.5	○	1.0	○	0.9	○	0.8	○	1.0	○	0.8	○	1.1	○	1.4	○
水域名	地点名	類型	単位	環境基準	2012 (平成24)年度		2013 (平成25)年度		2014 (平成26)年度		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度		2017 (平成29)年度		2018 (平成30)年度		2019 (令和元)年度		2020 (令和2)年度	
					BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否	BOD 75%値	適否
木津川	大野木橋	A	mg/L	2	1.0	○	1.0	○	1.2	○	1.0	○	1.0	○	1.2	○	0.7	○	0.8	○	0.8	○
木津川	岩倉橋	A	mg/L	2	1.2	○	1.2	○	1.4	○	1.2	○	0.9	○	1.5	○	0.9	○	1.2	○	1.3	○
木津川	島ヶ原大橋	A	mg/L	2	1.3	○	1.3	○	1.7	○	1.3	○	1.2	○	1.8	○	1.0	○	1.3	○	1.3	○
柘植川	山神橋	A	mg/L	2	1.6	○	1.7	○	1.5	○	1.3	○	1.5	○	1.9	○	2.0	○	1.9	○	1.6	○
服部川	伊賀上野橋	A	mg/L	2	1.2	○	1.0	○	1.5	○	1.2	○	1.0	○	1.3	○	1.0	○	1.1	○	1.1	○
久米川	芝床橋	B	mg/L	3	3.4	×	4.5	×	4.1	×	3.6	×	2.7	○	5.3	×	4.0	×	3.7	×	3.7	×
比自岐川	栢川橋	A	mg/L	2	1.0	○	1.0	○	1.2	○	1.0	○	0.7	○	0.7	○	1.2	○	0.9	○	1.2	○

注）環境基準適合状況：○適合、×：不適合

出典：環境白書（三重県）、三重県サステナビリティレポート（三重県）

地下水水質測定結果

地点名		伊賀市川合	伊賀市下柘植	伊賀市出後	伊賀市島ヶ原	伊賀市上友生	伊賀市予野	伊賀市西明寺	環境基準
物質名	単位	採取年月日：2020（令和2）年12月15日							
カドミウム	mg/L	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	0.003以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	<0.00002	<0.00002	<0.00002	<0.00002	<0.00002	<0.00002	<0.00002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	2.3	3.9	0.83	2.8	4.2	0.07	1.7	10以下
ふっ素	mg/L	0.10	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8以下
ほう素	mg/L	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

出展：三重県HP「三重の環境」公共用水域および地下水の水質調査測定結果の概要

ダイオキシン類調査結果（年平均値）（河川水質）

河川名	地点名	単位	環境基準	2003 (平成15)年度		2004 (平成16)年度		2005 (平成17)年度		2006 (平成18)年度		2007 (平成19)年度		2008 (平成20)年度		2009 (平成21)年度		2010 (平成22)年度		2011 (平成23)年度	
				結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否
久米川	芝床橋	pg-TEQ/L	1以下	0.60	○	0.75	○	0.98	○	0.55	○	0.55	○	-	-	-	-	0.21	○	0.35	○
比自岐川	栢川橋			0.58	○	0.39	○	1.1	×	0.37	○	0.28	○	0.370	○	0.830	○	0.28	○	0.35	○
柘植川	山神橋			0.21	○	0.29	○	0.48	○	0.50	○	-	-	0.360	○	-	-	0.19	○	0.31	○
河川名	地点名	単位	環境基準	2012 (平成24)年度		2013 (平成25)年度		2014 (平成26)年度		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度		2017 (平成29)年度		2018 (平成30)年度		2019 (令和元)年度		2020 (令和2)年度	
				結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否
久米川	芝床橋	pg-TEQ/L	1以下	1.10	×	0.84	○	0.42	○	0.55	○	1.4	×	0.38	○	0.40	○	0.49	○	0.48	○
比自岐川	栢川橋			0.83	○	0.4	○	0.30	○	0.21	○	0.46	○	0.18	○	0.20	○	0.22	○	0.20	○
柘植川	山神橋			0.76	○	0.41	○	0.36	○	0.23	○	0.86	○	0.31	○	0.15	○	0.25	○	0.56	○

注：2019(令和元)年度は山神橋から土橋橋へ調査地点変更。2020(令和2)年度は東條橋へ調査地点変更。
 出典：ダイオキシン類に係る環境調査結果について（三重県）、環境白書（三重県）

ダイオキシン類調査結果（河川底質）

河川名	地点名	単位	環境基準	2003 (平成15)年度		2004 (平成16)年度		2005 (平成17)年度		2006 (平成18)年度		2007 (平成19)年度		2008 (平成20)年度		2009 (平成21)年度		2010 (平成22)年度		2011 (平成23)年度	
				結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否
久米川	芝床橋	pg-TEQ/g	150以下	1.4	○	1.6	○	0.52	○	-	-	-	-	-	-	-	-	0.83	○	5.5	○
比自岐川	栢川橋			1.3	○	7.5	○	4.1	○	4.0	○	1.9	○	0.46	○	8.5	○	6	○	22	○
柘植川	山神橋			2.4	○	0.70	○	0.31	○	-	-	-	-	-	-	-	-	0.7	○	0.52	○
河川名	地点名	単位	環境基準	2012 (平成24)年度		2013 (平成25)年度		2014 (平成26)年度		2015 (平成27)年度		2016 (平成28)年度		2017 (平成29)年度		2018 (平成30)年度		2019 (令和元)年度		2020 (令和2)年度	
				結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否	結果	適否
久米川	芝床橋	pg-TEQ/g	150以下	0.20	○	0.5	○	0.72	○	0.32	○	0.82	○	0.47	○	0.32	○	0.71	○	1.1	○
比自岐川	栢川橋			32	○	3.1	○	3.9	○	0.18	○	3.1	○	1.90	○	0.14	○	3.40	○	5.9	○
柘植川	山神橋			0.24	○	0.39	○	0.70	○	0.30	○	1.5	○	0.24	○	0.28	○	0.54	○	0.63	○

注：2019(令和元)年度は山神橋から土橋橋へ調査地点変更。2020(令和2)年度は東條橋へ調査地点
 出典：ダイオキシン類に係る環境調査結果について（三重県）、環境白書（三重県）

ダイオキシン類調査結果（地下水）

調査地点	単位	環境基準	2007 (平成19)年度	2013 (平成25)年度	2019 (令和元)年度
愛田地内	pg-TEQ/L	1以下	-	-	0.049
柘植町			-	0.025	-
伊賀市予野			0.072	-	-

注：-はデータなし。

出典：ダイオキシン類に係る環境調査結果について（三重県）、環境白書（三重県）

10. 騒音・振動の測定結果 【本編 17 頁】

本市における騒音・振動の測定結果を以下に示します。

騒音測定結果（2020（令和2）年度）

区分	環境基準 類型	用途地域 (路線名)	測定地点	等価騒音レベル (dB)									
				昼間					夜間				
				測定値	環境基準	適否	要請限度	適否	測定値	環境基準	適否	要請限度	適否
一般環境	A	第一種中高層住居専用地域	津地方検察庁伊賀支部	48	55以下	○	-	○	38	45以下	○	-	○
	B	第一種住居地域	市街地西部地区市民センター	55	55以下	○	-	○	35	45以下	○	-	○
	C	近隣商業地域	三重県伊賀庁舎	44	60以下	○	-	○	39	50以下	○	-	○
道路交通	-	一般国道163号	伊賀市西明寺	66	70以下	○	75以下	○	60	65以下	○	70以下	○
	-	県道信楽上野線	伊賀市服部町	71	70以下	×	75以下	○	69	65以下	×	70以下	○

出典：三重県サステナビリティレポート（三重県）

自動車交通振動測定結果（2020（令和2）年度）

用途地域	路線名	測定地点	振動レベル（dB）					
			昼間			夜間		
			測定値	要請限度	適否	測定値	要請限度	適否
準工業地域	国道163号及び422号線	小田西交差点南	39	70以下	○	30	65以下	○

出典：三重県サステナビリティレポート（三重県）

11. 土壌の測定結果 【本編 17 頁】

本市における土壌の調査結果を以下に示します。

ダイオキシン類調査結果（土壌）

調査地点	単位	環境基準	2004 (平成16)年度	2005 (平成17)年度	2013 (平成25)年度	2019 (令和元)年度
阿山運動公園第一運動公園グラウンド	pg-TEQ/g	1000以下	-	-	-	0.16
柘植町			-	-	2.1	-
伊賀市予野			-	0.11	-	-
伊賀市蓮池			0.41	-	-	-
伊賀市才良			0.055	-	-	-
伊賀市中友田			0.012	-	-	-
伊賀市坂下			0.18	-	-	-
伊賀市高尾			0.78	-	-	-

注：-はデータなし。

出典：ダイオキシン類に係る環境調査結果について（三重県）、環境白書（三重県）

12. 本市の温室効果ガスの発生状況（推計値）【本編 25 頁】

本市における温室効果ガスの発生状況（推計値）を以下に示します。

年度	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度
温室効果ガス排出量 (千tCO ₂)	1,478	1,449	1,387	1,421	1,417	1,400	1,382

出典：環境省HP

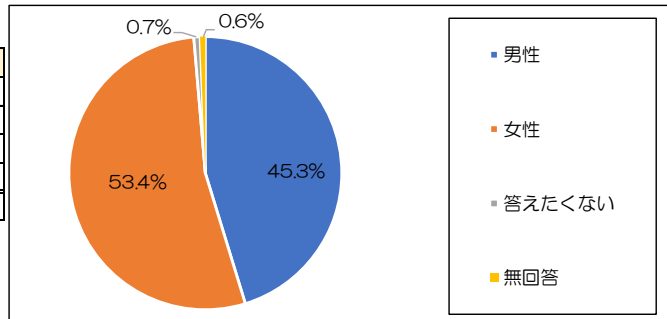
13.「環境に関する市民等意識調査」結果（2020（令和2）年11月～12月実施）【本編 18～20 頁】

(1) 一般市民（配布数：1800人、回収数：813人）

問1 あなたの性別は？

男性が45.3%、女性が53.4%、無回答が0.6%でした。

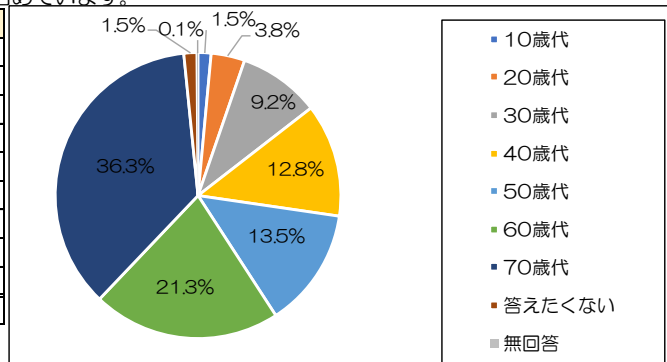
	人数(人)	割合(%)
男性	368	45.3%
女性	434	53.4%
答えたくない	6	0.7%
無回答	5	0.6%
合計	813	100.0%



問2 あなたの年齢は？

60歳代、70歳代以上が合わせて57.6%と半数以上を占めています。

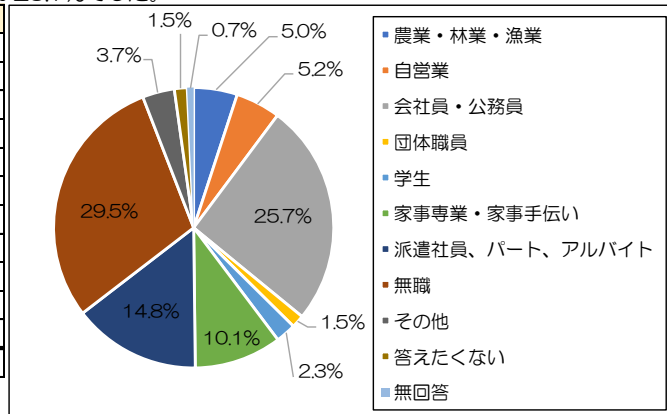
	人数(人)	割合(%)
10歳代	12	1.5%
20歳代	31	3.8%
30歳代	75	9.2%
40歳代	104	12.8%
50歳代	110	13.5%
60歳代	173	21.3%
70歳代	295	36.3%
答えたくない	12	1.5%
無回答	1	0.1%
合計	813	100.0%



問3 あなたの職業は？

無職が29.5%と最も多く、次いで会社員・公務員が25.7%でした。

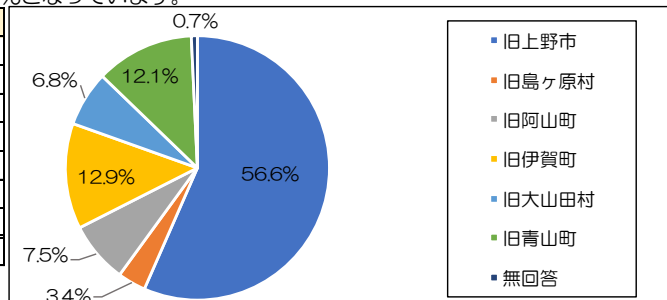
	人数(人)	割合(%)
農業・林業・漁業	41	5.0%
自営業	42	5.2%
会社員・公務員	209	25.7%
団体職員	12	1.5%
学生	19	2.3%
家事専業・家事手伝い	82	10.1%
派遣社員、パート、アルバイト	120	14.8%
無職	240	29.5%
その他	30	3.7%
答えたくない	12	1.5%
無回答	6	0.7%
合計	813	100.0%



問4 あなたのお住いの地区は？

旧上野市が56.6%と最も多く、次いで旧伊賀町の12.9%となっています。

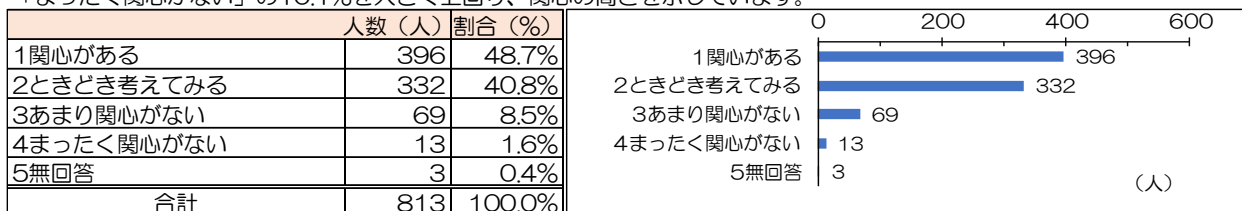
	人数(人)	割合(%)
旧上野市	460	56.6%
旧島ヶ原村	28	3.4%
旧阿山町	61	7.5%
旧伊賀町	105	12.9%
旧大山田村	55	6.8%
旧青山町	98	12.1%
無回答	6	0.7%
合計	813	100.0%



I 環境に対する関心度

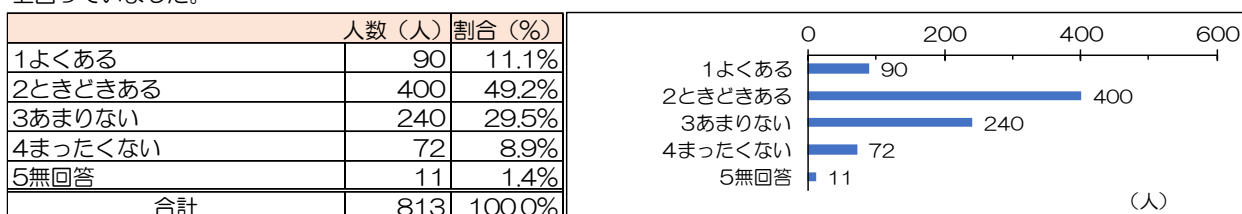
問5 私たちが日常くらししているところの空気や水などの生活環境、木々や草花、動物などの自然環境について、関心はありますか。

「関心がある」、「ときどき考えてみる」を合わせると89.5%となり、「あまり関心がない」、「まったく関心がない」の10.1%を大きく上回り、関心の高さを示しています。



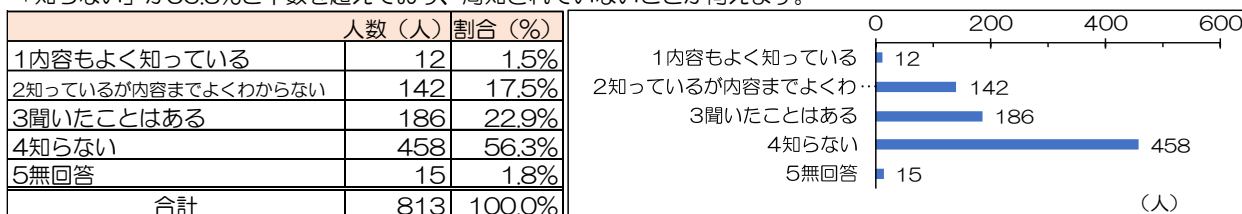
問6 家庭や職場などで環境の話題について話し合ったことはありますか。

「よくある」、「ときどきある」を合わせると60.3%となり、「あまりない」、「まったくない」の38.4%を上回っていました。



問7 あなたは伊賀市環境基本条例に基づき策定された「伊賀市環境基本計画」(2007年度～2015年度)を知っていますか。

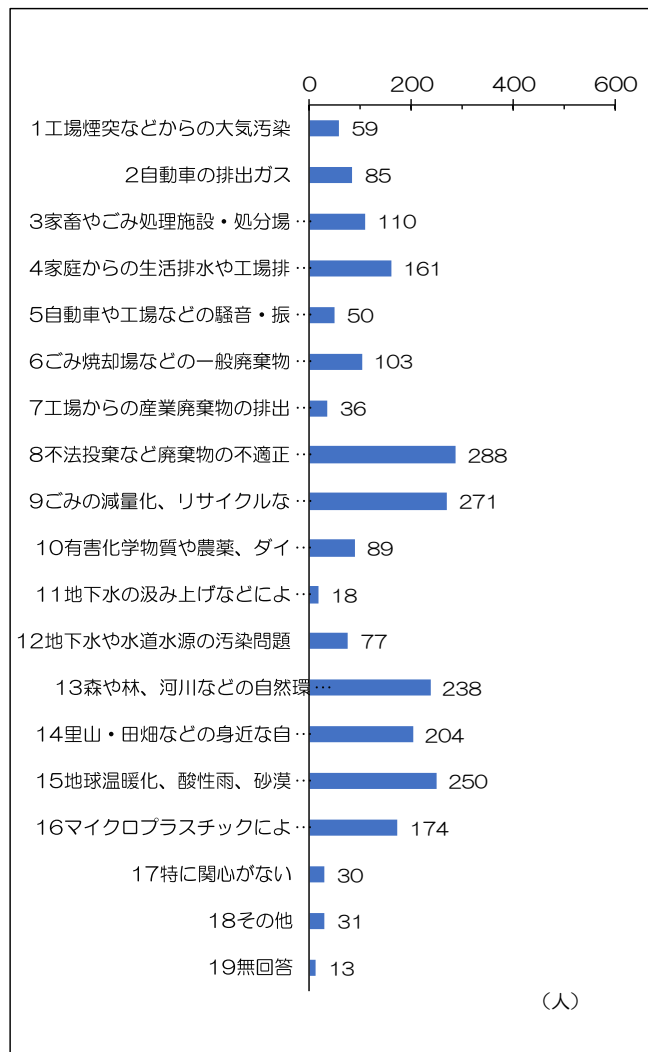
「知らない」が56.3%と半数を超えており、周知されていないことが伺えます。



問8 あなたの現在、関心のある環境問題は。

「不法投棄など廃棄物の不適正な処理」が12.6%と最も多く、次いで「ごみの減量化、リサイクルなどの問題」が11.8%、「地球温暖化、酸性雨、砂漠化やオゾンホールなどの地球環境問題」が10.9%となっています。

	人数(人)	割合(%)
1工場煙突などからの大気汚染	59	2.6%
2自動車の排出ガス	85	3.7%
3家畜やごみ処理施設・処分場などからの悪臭	110	4.8%
4家庭からの生活排水や工場排水などの水質汚濁	161	7.0%
5自動車や工場などの騒音・振動問題	50	2.2%
6ごみ焼却場などの一般廃棄物処理施設の問題	103	4.5%
7工場からの産業廃棄物の排出及びその処理施設の問題	36	1.6%
8不法投棄など廃棄物の不適正な処理	288	12.6%
9ごみの減量化、リサイクルなどの問題	271	11.8%
10有害化学物質や農薬、ダイオキシン類、アスベストなどの問題	89	3.9%
11地下水の汲み上げなどによる地盤沈下	18	0.8%
12地下水や水道水源の汚染問題	77	3.4%
13森や林、河川などの自然環境の破壊	238	10.4%
14里山・田畑などの身近な自然環境の消失	204	8.9%
15地球温暖化、酸性雨、砂漠化やオゾンホールなどの地球環境問題	250	10.9%
16マイクロプラスチックによる河川、海洋汚染	174	7.6%
17特に関心がない	30	1.3%
18その他	31	1.4%
19無回答	13	0.6%
合計	2287	100.0%

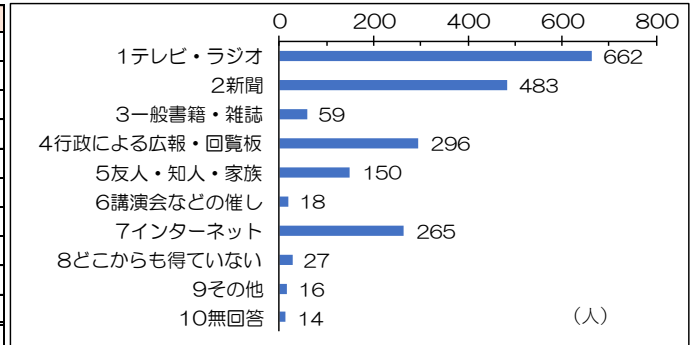


II 環境の情報について

問9 環境に関する情報はどこで入手しますか。

「テレビ・ラジオ」及び「新聞」が最も多く、マスメディア主体となっており、次いで「行政による広報・回覧板」となっています。

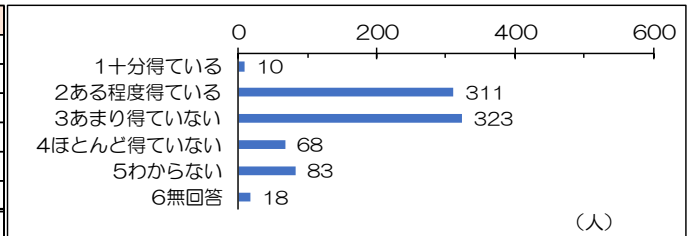
	人数(人)	割合(%)
1テレビ・ラジオ	662	33.3%
2新聞	483	24.3%
3一般書籍・雑誌	59	3.0%
4行政による広報・回覧板	296	14.9%
5友人・知人・家族	150	7.5%
6講演会などの催し	18	0.9%
7インターネット	265	13.3%
8どこからも得ていない	27	1.4%
9その他	16	0.8%
10無回答	14	0.7%
合計	1990	100.0%



問10 環境に関する情報入手は十分ですか。

「あまり得ていない」が39.7%と最も多く、次いで「ある程度得ている」が38.3%となっています。

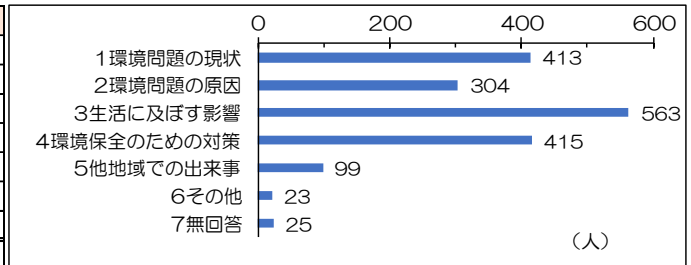
	人数(人)	割合(%)
1十分得ている	10	1.2%
2ある程度得ている	311	38.3%
3あまり得ていない	323	39.7%
4ほとんど得ていない	68	8.4%
5わからない	83	10.2%
6無回答	18	2.2%
合計	813	100.0%



問11 環境に関して、不足している(知りたい)情報は何ですか。

「生活に及ぼす影響」が30.6%と最も多く、次いで「環境保全のための対策」が22.5%、「環境問題の現状」が22.4%となっています。

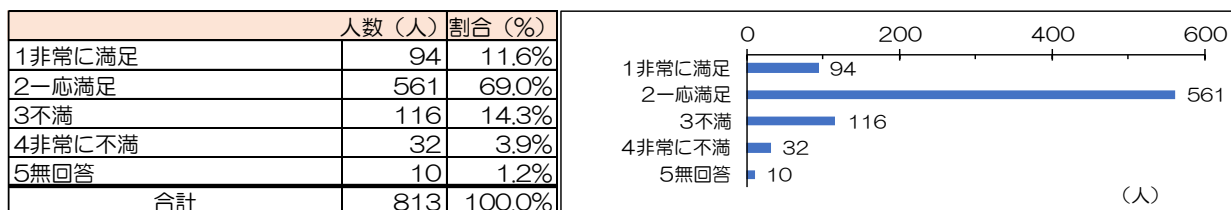
	人数(人)	割合(%)
1環境問題の現状	413	22.4%
2環境問題の原因	304	16.5%
3生活に及ぼす影響	563	30.6%
4環境保全のための対策	415	22.5%
5他地域での出来事	99	5.4%
6その他	23	1.2%
7無回答	25	1.4%
合計	1842	100.0%



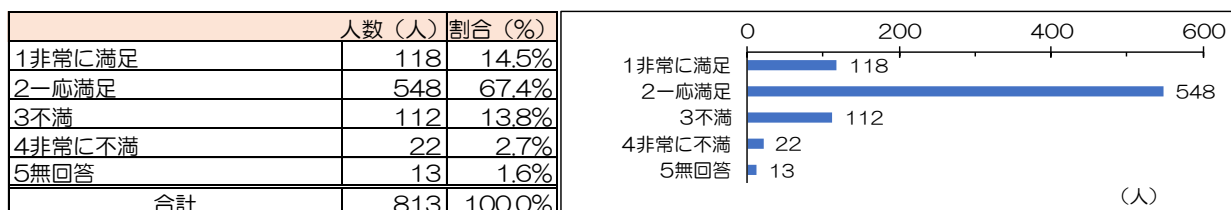
Ⅲ 環境の現状に対する評価

問12 私たちが日常暮らしているところの空気や水などの生活環境、木々や草花、動物などの自然環境、また、伊賀市の自然とのふれあいのための施設などについて、満足していますか。

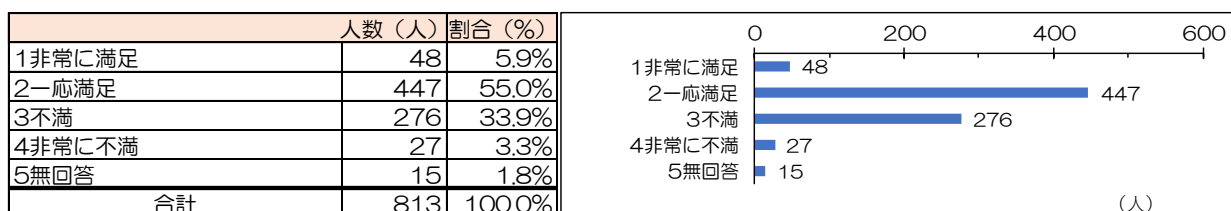
ア. 空気やにおいのさわやかさ（空気の汚れや悪臭がなくさわやかな空気であること）



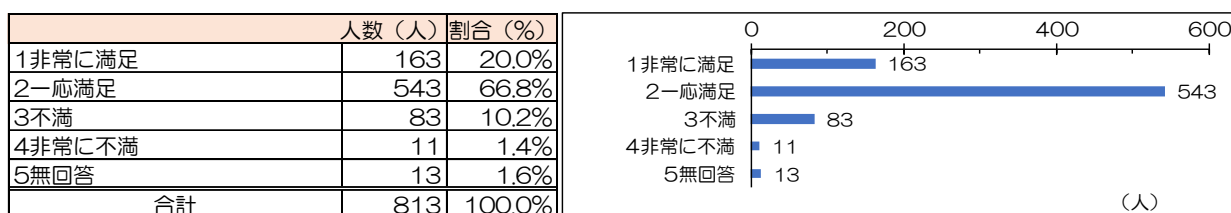
イ. 音の静かさ（車や工場の騒音や振動が気にならないこと）



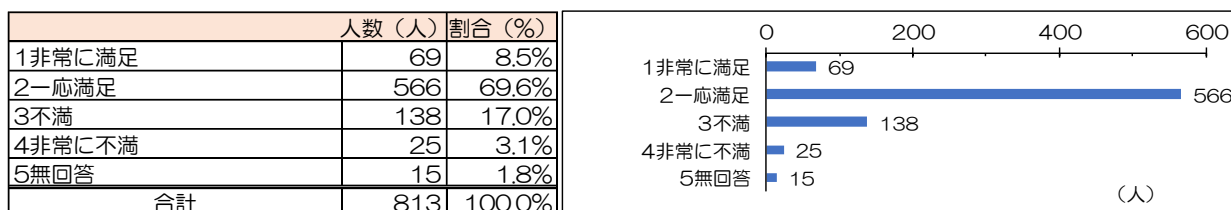
ウ. 川やため池の水のきれいさ（身近な川やため池の水や岸辺がきれいであること）



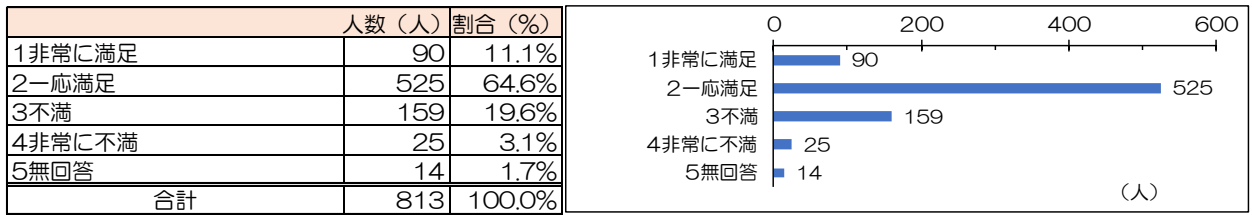
エ. 自然の緑の豊かさ（山や森の木々が豊富で多彩であること）



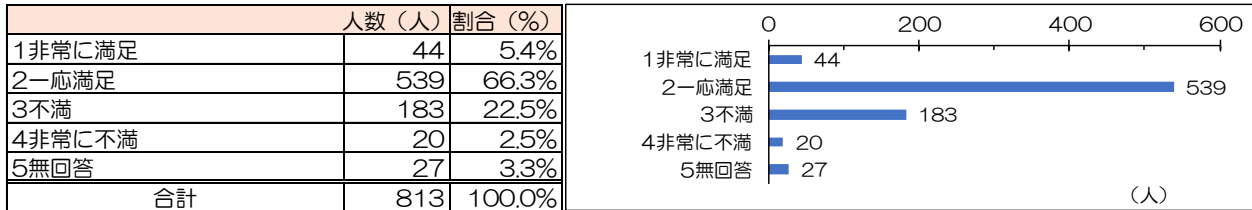
オ. 公園や広場などまちの緑の豊かさ（身近な公園や街路樹の木々が豊富であること）



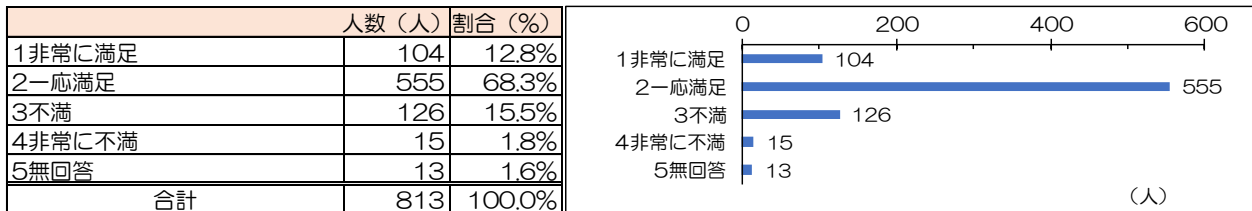
カ. 自然の生物とのふれあい（野鳥のさえずりやホタルなどの昆虫が身近に生息すること）



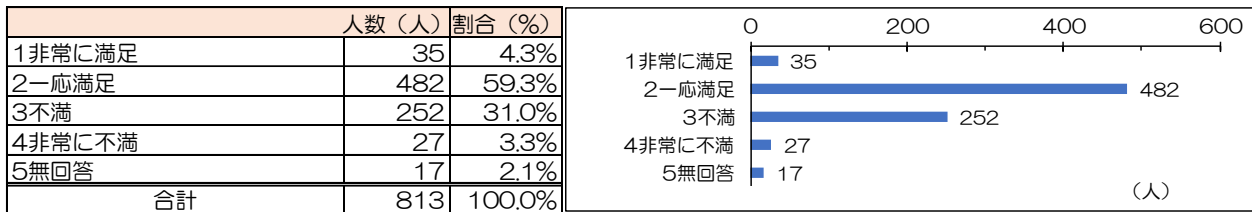
キ. 文化財への接しやすさ（史跡・建造物などの歴史的遺産が保存整備され活用できること）



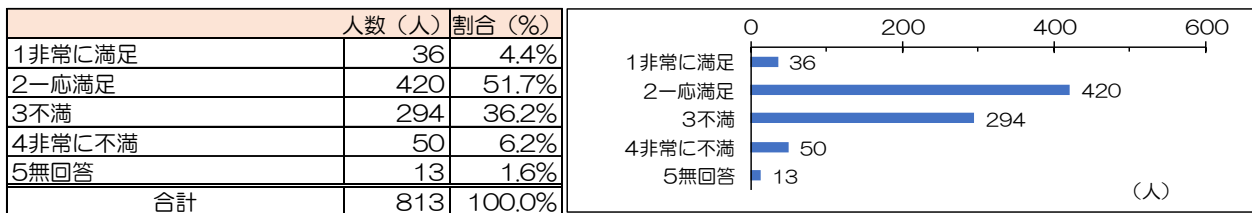
ク. 自然の景色の美しさ（山並みや水辺などの景観の美しさ）



ケ. 街並みの景色の美しさ（建物や他の構造物が全体に調和し看板や広告が氾濫していないこと）



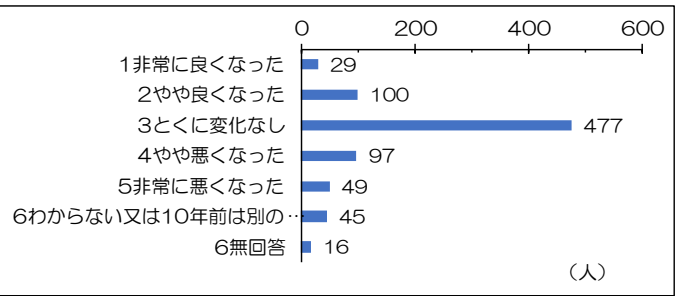
コ. まちの清潔さ（ごみが落ちていない、側溝などが汚くない）



問13 私たちが日常くらししているところの空気や水などの生活環境、木々や草花、動物などの自然環境、また伊賀市の自然とのふれあいのための施設などについて、10年ぐらい前（一昔前）と比較して、良くなっていると思いますか。

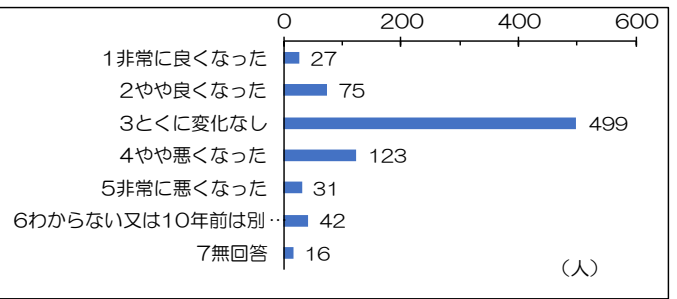
ア. 空気やおいのさわやかさ（空気の汚れや悪臭がなくなったりさわやかな空気であること）

	人数(人)	割合(%)
1非常に良くなった	29	3.6%
2やや良くなった	100	12.3%
3とくに変化なし	477	58.7%
4やや悪くなった	97	11.9%
5非常に悪くなった	49	6.0%
6わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	45	5.5%
6無回答	16	2.0%
合計	813	100.0%



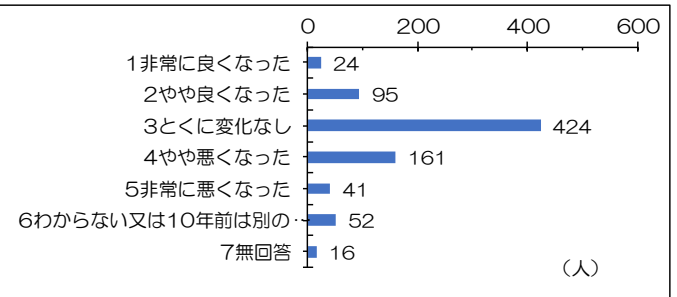
イ. 音の静かさ（車や工場の騒音や振動が気にならないこと）

	人数(人)	割合(%)
1非常に良くなった	27	3.3%
2やや良くなった	75	9.2%
3とくに変化なし	499	61.4%
4やや悪くなった	123	15.1%
5非常に悪くなった	31	3.8%
6わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	42	5.2%
7無回答	16	2.0%
合計	813	100.0%



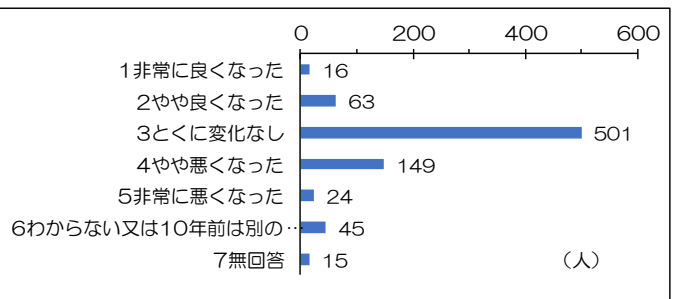
ウ. 川やため池の水のきれいさ（身近な川やため池の水や岸辺がきれいであること）

	人数(人)	割合(%)
1非常に良くなった	24	3.0%
2やや良くなった	95	11.7%
3とくに変化なし	424	52.2%
4やや悪くなった	161	19.8%
5非常に悪くなった	41	5.0%
6わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	52	6.4%
7無回答	16	2.0%
合計	813	100.0%

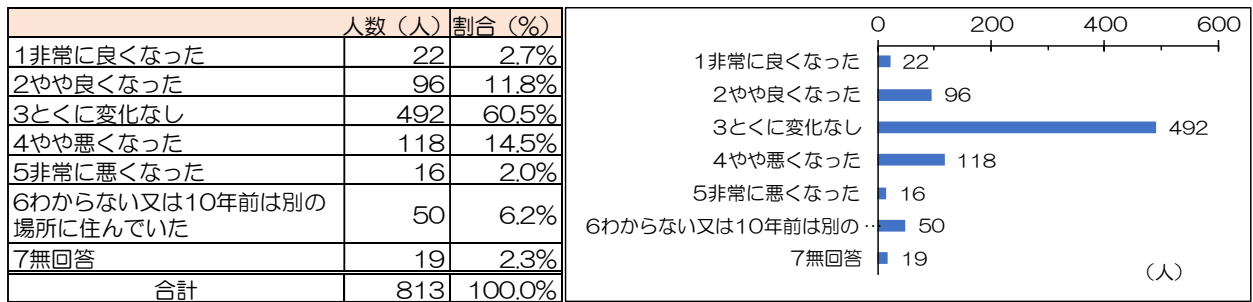


エ. 自然の緑の豊かさ（山や森の木々が豊富で多彩であること）

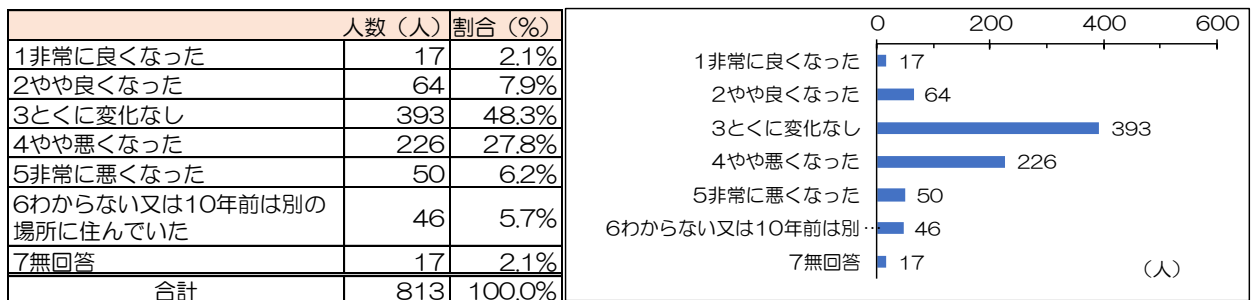
	人数(人)	割合(%)
1非常に良くなった	16	2.0%
2やや良くなった	63	7.7%
3とくに変化なし	501	61.6%
4やや悪くなった	149	18.3%
5非常に悪くなった	24	3.0%
6わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	45	5.5%
7無回答	15	1.8%
合計	813	100.0%



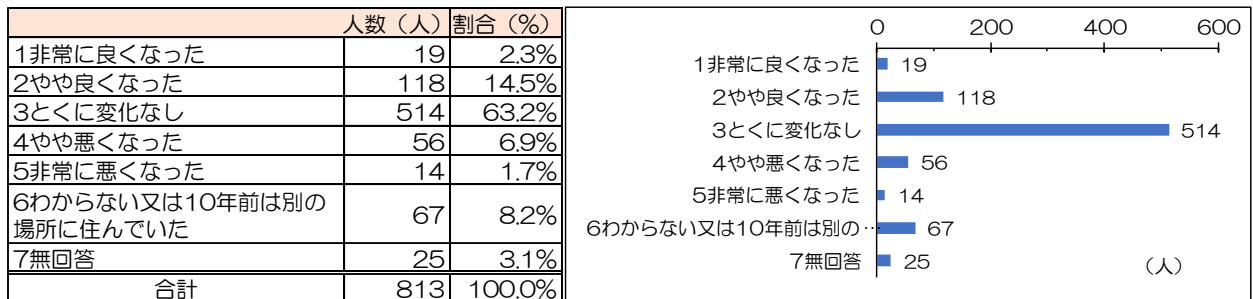
オ. 公園や広場などまちの緑の豊かさ（身近な公園や街路樹の木々が豊富であること）



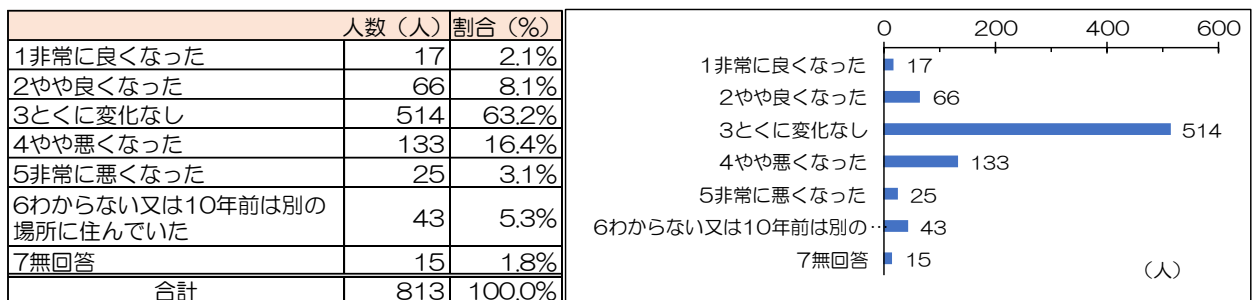
カ. 自然の生物とのふれあい（野鳥のさえずりやホタルなどの昆虫が身近に生息すること）



キ. 文化財への接しやすさ（史跡・建造物などの歴史的遺産が保存整備され活用できること）

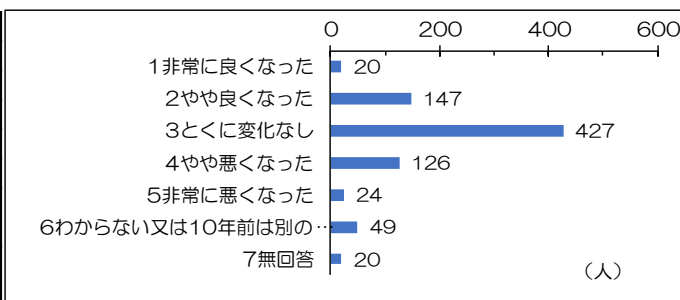


ク. 自然の景色の美しさ（山並みや水辺などの景観の美しさ）



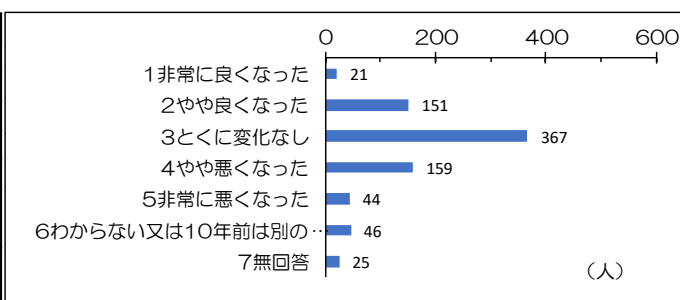
ケ. 街並みの景色の美しさ（建物や他の構造物が全体に調和し看板や広告が氾濫していないこと）

	人数(人)	割合(%)
1非常に良くなった	20	2.5%
2やや良くなった	147	18.1%
3とくに変化なし	427	52.5%
4やや悪くなった	126	15.5%
5非常に悪くなった	24	3.0%
6わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	49	6.0%
7無回答	20	2.5%
合計	813	100.0%



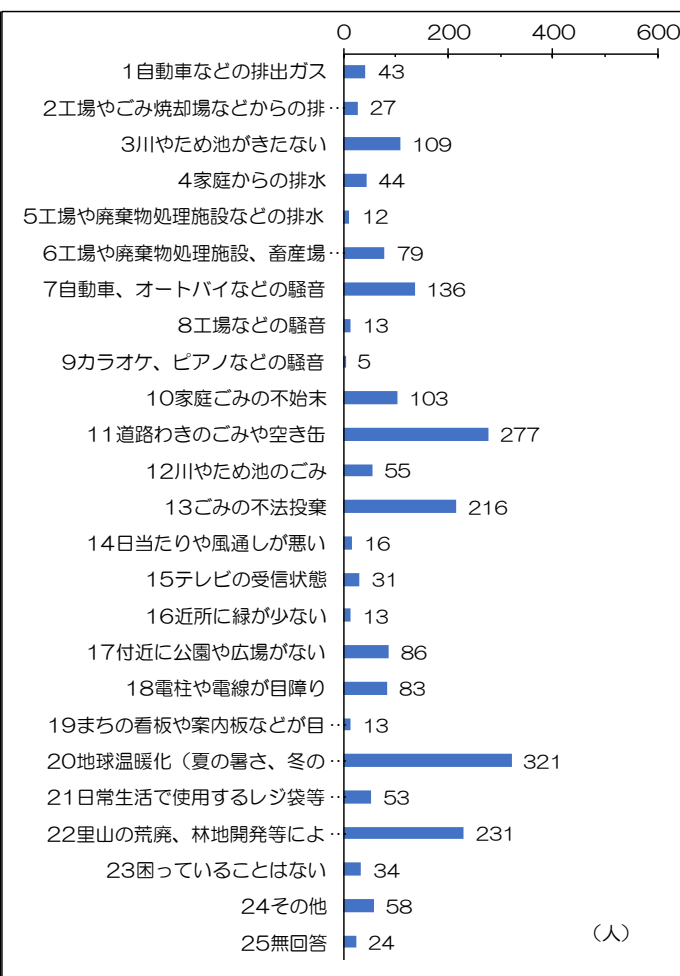
コ. まちの清潔さ（ごみが落ちていない、側溝などが汚くない）

	人数(人)	割合(%)
1非常に良くなった	21	2.6%
2やや良くなった	151	18.6%
3とくに変化なし	367	45.1%
4やや悪くなった	159	19.6%
5非常に悪くなった	44	5.4%
6わからない又は10年前は別の場所に住んでいた	46	5.7%
7無回答	25	3.1%
合計	813	100.0%



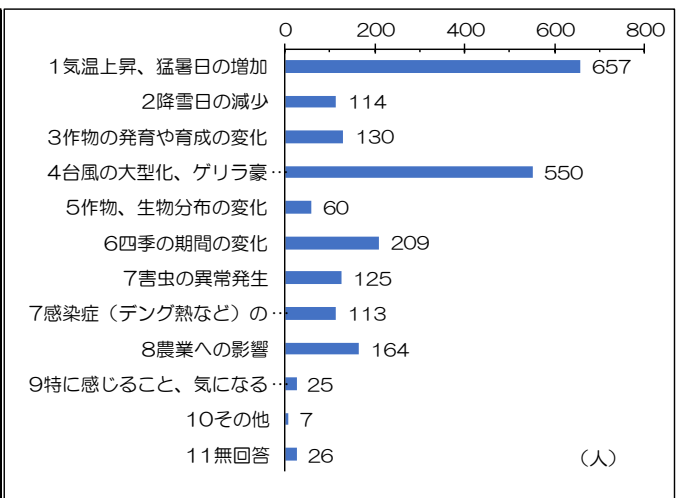
問14 私たちの身近な暮らしの中で環境面で困っていること、気になることは何ですか。

	人数(人)	割合(%)
1自動車などの排出ガス	43	2.1%
2工場やごみ焼却場などからの排出ガス	27	1.3%
3川やため池がきたない	109	5.2%
4家庭からの排水	44	2.1%
5工場や廃棄物処理施設などの排水	12	0.6%
6工場や廃棄物処理施設、畜産場などの悪臭	79	3.8%
7自動車、オートバイなどの騒音	136	6.5%
8工場などの騒音	13	0.6%
9カラオケ、ピアノなどの騒音	5	0.2%
10家庭ごみの不始末	103	4.9%
11道路わきのごみや空き缶	277	13.3%
12川やため池のごみ	55	2.6%
13ごみの不法投棄	216	10.4%
14日当たりや風通しが悪い	16	0.8%
15テレビの受信状態	31	1.5%
16近所に緑が少ない	13	0.6%
17付近に公園や広場がない	86	4.1%
18電柱や電線が目障り	83	4.0%
19まちの看板や案内板などが目障り	13	0.6%
20地球温暖化（夏の暑さ、冬の温かさ、異常気象）	321	15.4%
21日常生活で使用するレジ袋等プラごみ	53	2.5%
22里山の荒廃、林地開発等による獣害	231	11.1%
23困っていることはない	34	1.6%
24その他	58	2.8%
25無回答	24	1.2%
合計	2082	100.0%



問15 地球温暖化について感じることは何ですか。また、気になることは何ですか。

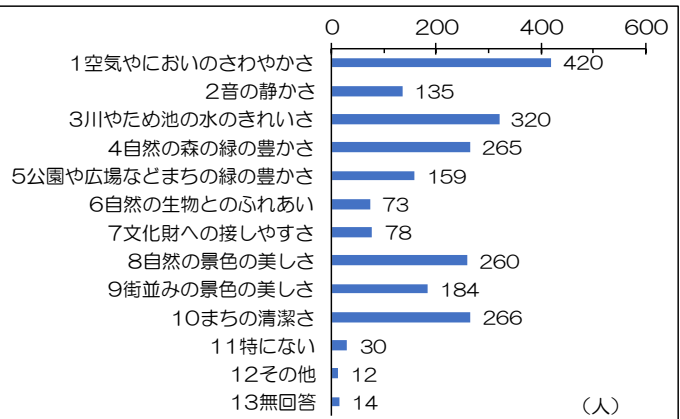
	人数(人)	割合(%)
1 気温上昇、猛暑日の増加	657	30.1%
2 降雪日の減少	114	5.2%
3 作物の発育や育成の変化	130	6.0%
4 台風の大型化、ゲリラ豪雨・洪水の発生	550	25.2%
5 作物、生物分布の変化	60	2.8%
6 四季の期間の変化	209	9.6%
7 害虫の異常発生	125	5.7%
7 感染症（ Dengue熱など）の発生 機会の増加	113	5.2%
8 農業への影響	164	7.5%
9 特に感じる事、気になることはない	25	1.1%
10 その他	7	0.3%
11 無回答	26	1.2%
合計	2180	100.0%



Ⅳ 望ましい環境像

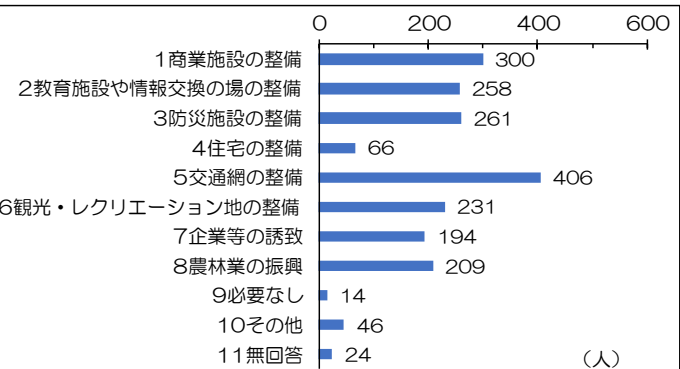
問16 私たちが日常くらししているところの空気や水などの生活環境、木々や草花、動物などの自然環境、また、伊賀市の自然とのふれあいのための施設などについて、最も大切なものは何ですか。

	人数(人)	割合(%)
1 空気においのさわやかさ	420	19.0%
2 音の静かさ	135	6.1%
3 川やため池の水のきれいさ	320	14.4%
4 自然の森の緑の豊かさ	265	12.0%
5 公園や広場などまちの緑の豊かさ	159	7.2%
6 自然の生物とのふれあい	73	3.3%
7 文化財への接しやすさ	78	3.5%
8 自然の景色の美しさ	260	11.7%
9 街並みの景色の美しさ	184	8.3%
10 まちの清潔さ	266	12.0%
11 特にない	30	1.4%
12 その他	12	0.5%
13 無回答	14	0.6%
合計	2216	100.0%



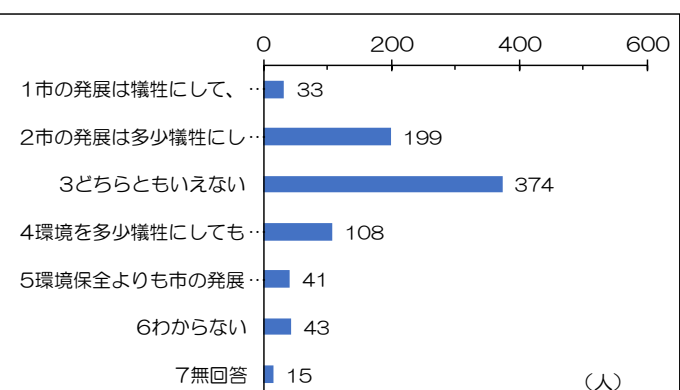
問17 地域の発展、活性化のため、伊賀市として最優先で取り組むべきものは何ですか。

	人数(人)	割合(%)
1 商業施設の整備	300	15.1%
2 教育施設や情報交換の場の整備	258	13.0%
3 防災施設の整備	261	13.1%
4 住宅の整備	66	3.3%
5 交通網の整備	406	20.5%
6 観光・レクリエーション地の整備	231	11.6%
7 企業等の誘致	194	9.8%
8 農林業の振興	209	10.5%
9 必要なし	14	0.7%
10 その他	46	2.3%
11 無回答	24	1.2%
合計	1985	100.0%



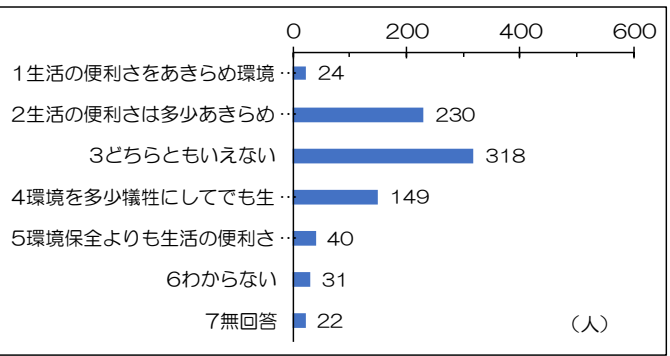
問18 環境を守ることと、伊賀市の発展のための開発や施設整備を進めることと、どちらを優先すべきですか。

	人数(人)	割合(%)
1 市の発展は犠牲にして、環境保全に大いに努めるべき	33	4.1%
2 市の発展は多少犠牲にして環境保全に努めるべき	199	24.5%
3 どちらともいえない	374	46.0%
4 環境を多少犠牲にしても市の発展や所得水準の向上に努めるべき	108	13.3%
5 環境保全よりも市の発展や所得水準の向上に努めるべき	41	5.0%
6 わからない	43	5.3%
7 無回答	15	1.8%
合計	813	100.0%



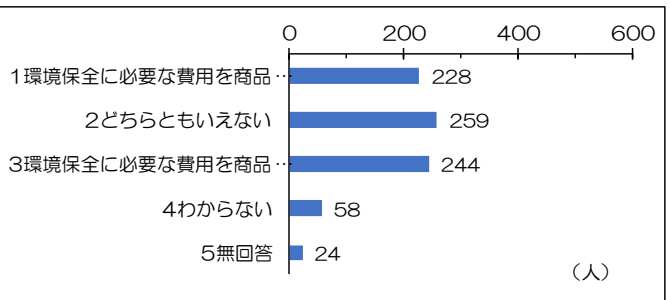
問19 環境を守ることと私たちのくらしの便利さを求めることとどちらを優先すべきですか。

	人数(人)	割合(%)
1生活の便利さをあきらめ環境保全に大いに努めるべき	24	2.9%
2生活の便利さは多少あきらめても環境保全に努めるべき	230	28.3%
3どちらともいえない	318	39.1%
4環境を多少犠牲にしても生活の便利さに努めるべき	149	18.3%
5環境保全よりも生活の便利さに大いに努めるべき	40	4.9%
6わからない	31	3.8%
7無回答	22	2.7%
合計	814	100.0%



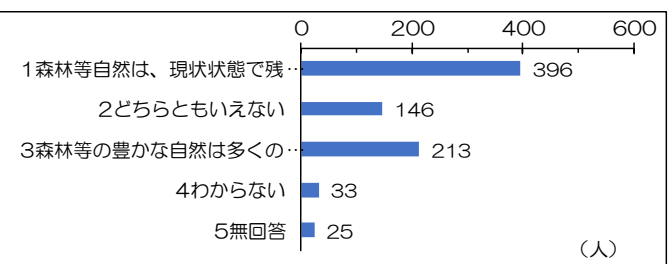
問20 環境保全のため、市中で販売されている商品やサービスの価格について、費用が上乗せされることに賛成ですか。

	人数(人)	割合(%)
1環境保全に必要な費用を商品価格等に上乗せすることはやむを得ない	228	28.0%
2どちらともいえない	259	31.9%
3環境保全に必要な費用を商品価格等に上乗せすることは避けるべき	244	30.0%
4わからない	58	7.1%
5無回答	24	3.0%
合計	813	100.0%



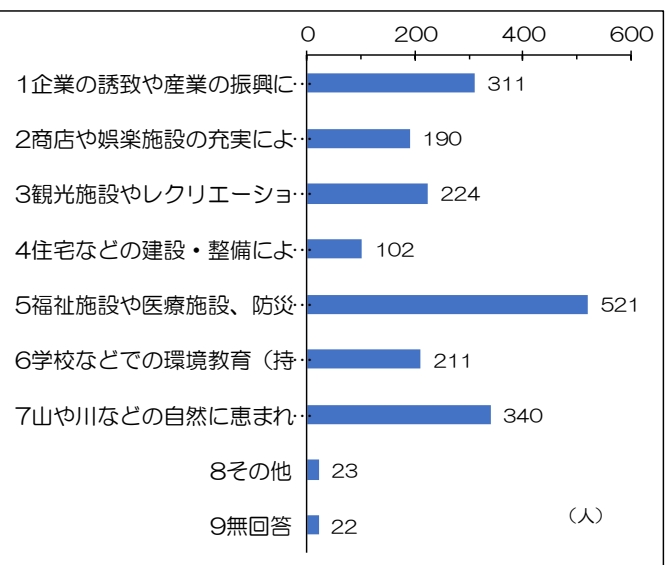
問21 自然との触れ合いのための施設の整備は必要だと思いますか。

	人数(人)	割合(%)
1森林等自然は、現状状態で残し施設等の設置は必要なものにとどめる	396	48.7%
2どちらともいえない	146	18.0%
3森林等の豊かな自然は多くの市民が自然と触れ合えるよう施設整備を進める	213	26.2%
4わからない	33	4.1%
5無回答	25	3.1%
合計	813	100.0%



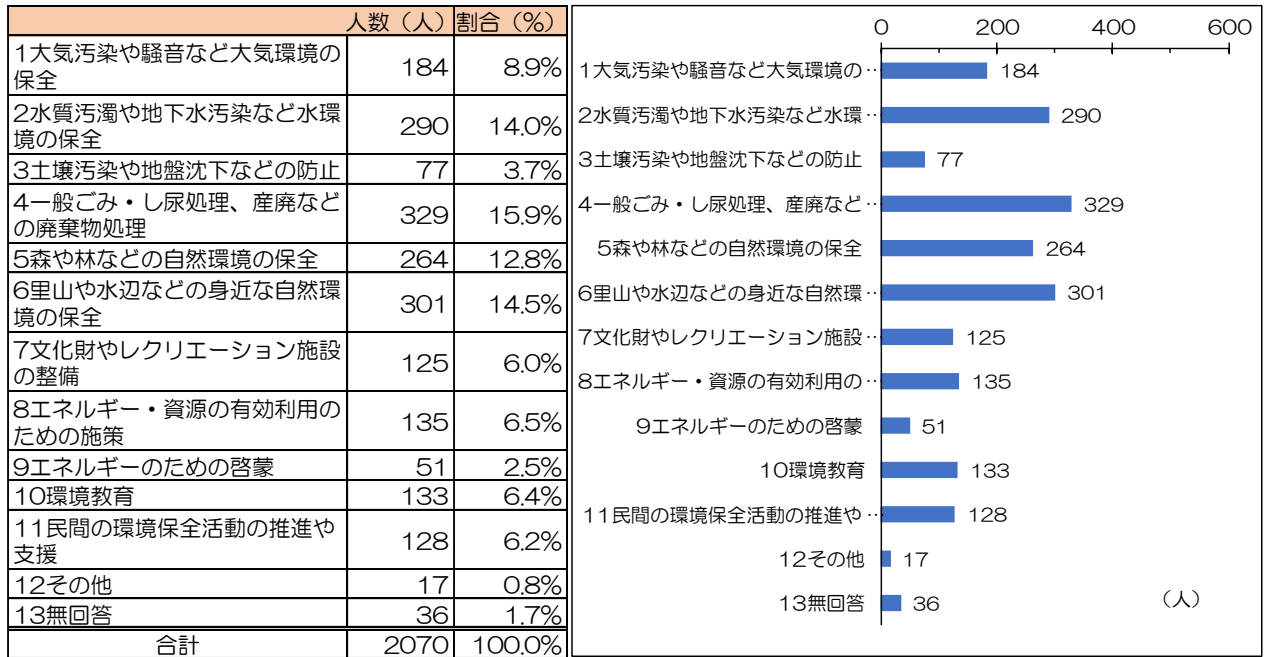
問22 伊賀市全体のイメージとして、どのようなイメージがふさわしいと思いますか。

	人数(人)	割合(%)
1企業の誘致や産業の振興により働く場所・機会のある活気のある街	311	16.0%
2商店や娯楽施設の充実により便利に暮らせる街	190	9.8%
3観光施設やレクリエーション施設の充実により観光客など多く人が訪れる街	224	11.5%
4住宅などの建設・整備により多くの人が住む街	102	5.2%
5福祉施設や医療施設、防災施設の充実により安心して暮らせる街	521	26.8%
6学校などでの環境教育(持続可能な開発のための教育など)が充実する街	211	10.9%
7山や川などの自然に恵まれた静かな街	340	17.5%
8その他	23	1.2%
9無回答	22	1.1%
合計	1944	100.0%

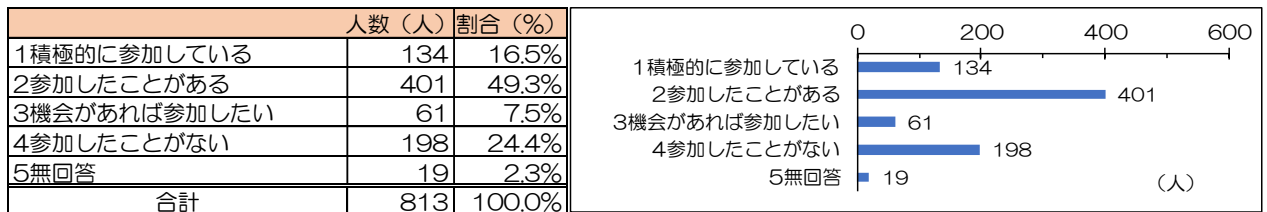


V 環境保全に対する取り組み

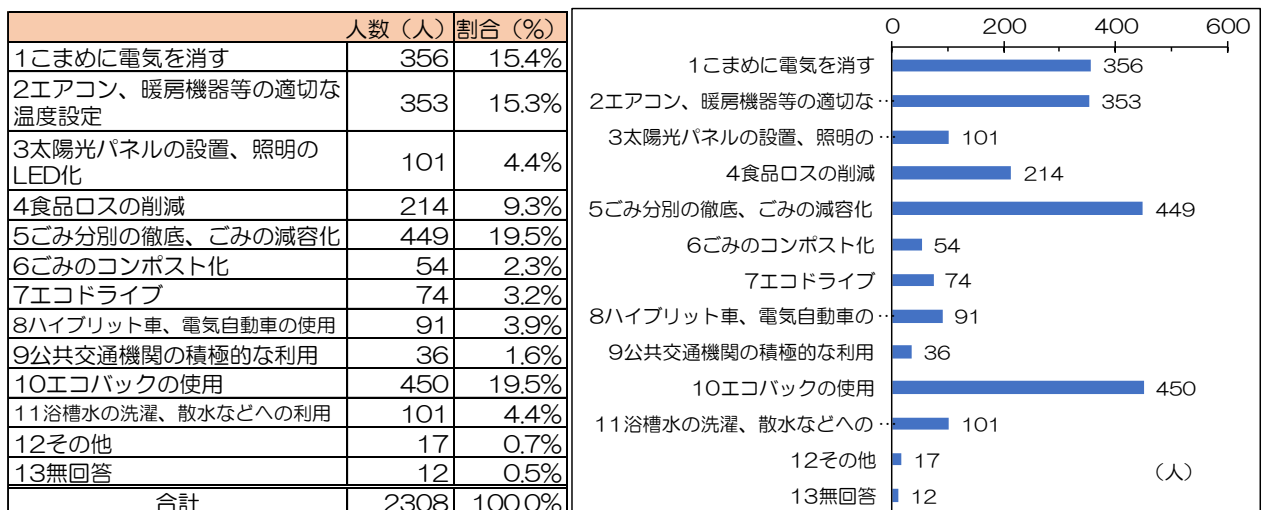
問23 環境保全のため、伊賀市として取り組むべきものは何ですか。



問24 地域の清掃活動や廃品回収、また、緑の植樹など環境保全に関する活動に参加したことはありますか。

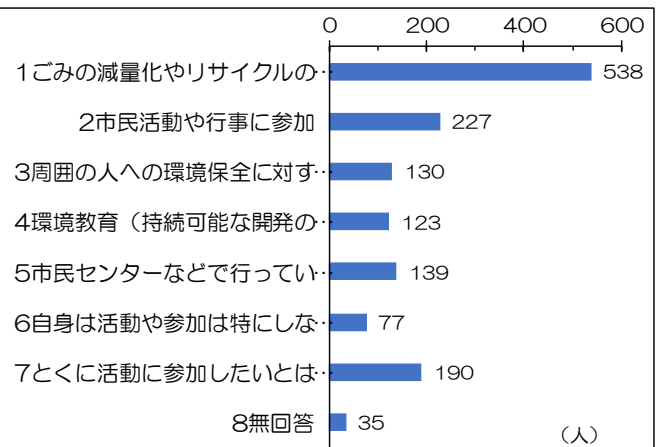


問25 現在、あなたが取り組まれている環境に配慮した活動は何ですか。



問26 今後行いたい(参加したい)環境保全活動について。

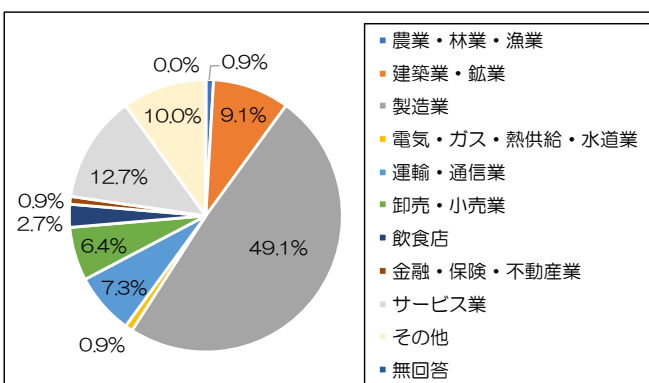
	人数(人)	割合(%)
1ごみの減量化やリサイクルの推進等 くらしの中での工夫や努力	538	36.9%
2市民活動や行事に参加	227	15.6%
3周囲の人への環境保全に対する 啓蒙活動	130	8.9%
4環境教育(持続可能な開発のため の教育など)への参加	123	8.4%
5市民センターなどで行っている市民 向けの環境指導への参加	139	9.5%
6自身は活動や参加は特にしないが環 境保全に必要な資金を負担してもかま わない	77	5.3%
7とくに活動に参加したいとは思わな い	190	13.0%
8無回答	35	2.4%
合計	1459	100.0%



(2) 事業所（配布数：200 事業所、回収数：事業所 110 事業所）

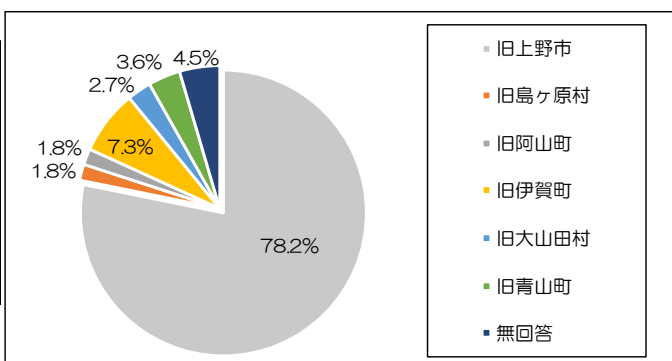
問1 貴事業所の業種は？

	人数(人)	割合(%)
農業・林業・漁業	1	0.9%
建築業・鉱業	10	9.1%
製造業	54	49.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.9%
運輸・通信業	8	7.3%
卸売・小売業	7	6.4%
飲食店	3	2.7%
金融・保険・不動産業	1	0.9%
サービス業	14	12.7%
その他	11	10.0%
無回答	0	0.0%
合計	110	100.0%



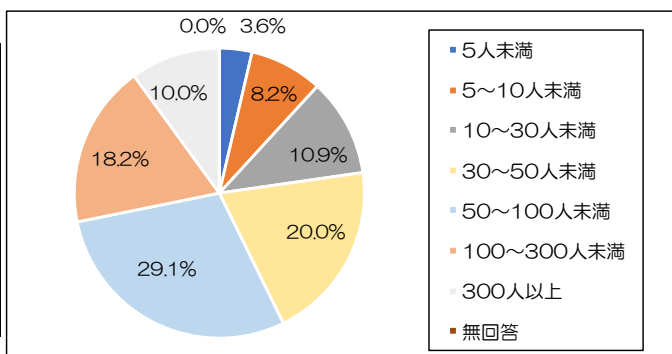
問2 貴事業所の所在地は？

	人数(人)	割合(%)
旧上野市	86	78.2%
旧島ヶ原村	2	1.8%
旧阿山町	2	1.8%
旧伊賀町	8	7.3%
旧大山田村	3	2.7%
旧青山町	4	3.6%
無回答	5	4.5%
合計	110	100.0%



問3 貴事業所の従業員数は？

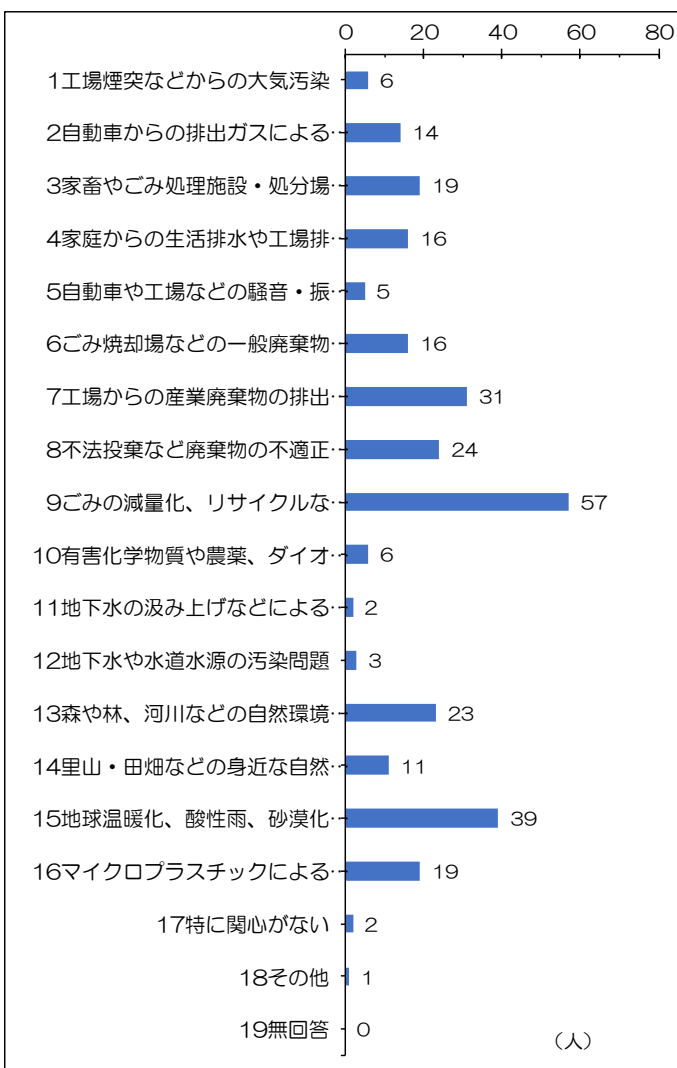
	人数(人)	割合(%)
5人未満	4	3.6%
5~10人未満	9	8.2%
10~30人未満	12	10.9%
30~50人未満	22	20.0%
50~100人未満	32	29.1%
100~300人未満	20	18.2%
300人以上	11	10.0%
無回答	0	0.0%
合計	110	100.0%



I 環境に対する関心度

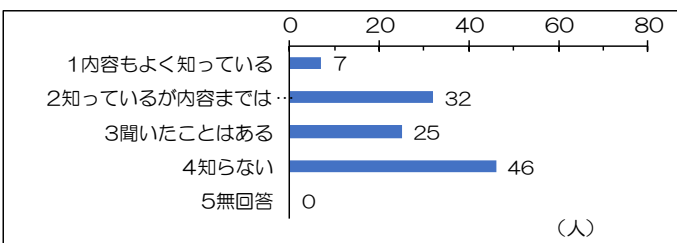
問4 あなたの現在、関心のある環境問題は？

	人数(人)	割合(%)
1工場煙突などからの大気汚染	6	2.0%
2自動車からの排出ガスによる大気汚染	14	4.8%
3家畜やごみ処理施設・処分場などからの悪臭	19	6.5%
4家庭からの生活排水や工場排水などの水質汚濁	16	5.4%
5自動車や工場などの騒音・振動問題	5	1.7%
6ごみ焼却場などの一般廃棄物処理施設の問題	16	5.4%
7工場からの産業廃棄物の排出及びその処理施設の問題	31	10.5%
8不法投棄など廃棄物の不適正な処理	24	8.2%
9ごみの減量化、リサイクルなどの問題	57	19.4%
10有害化学物質や農薬、ダイオキシン類、環境ホルモン、アスベストなどの問題	6	2.0%
11地下水の汲み上げなどによる地盤沈下	2	0.7%
12地下水や水道水源の汚染問題	3	1.0%
13森や林、河川などの自然環境の破壊	23	7.8%
14里山・田畑などの身近な自然環境の消失	11	3.7%
15地球温暖化、酸性雨、砂漠化やオゾンホールなどの地球環境問題	39	13.3%
16マイクロプラスチックによる河川、海洋汚染	19	6.5%
17特に関心がない	2	0.7%
18その他	1	0.3%
19無回答	0	0.0%
合計	294	100.0%



問5 伊賀市環境基本条例に基づき策定された「伊賀市環境基本計画」(2007年度~2015年度)を知っていますか。

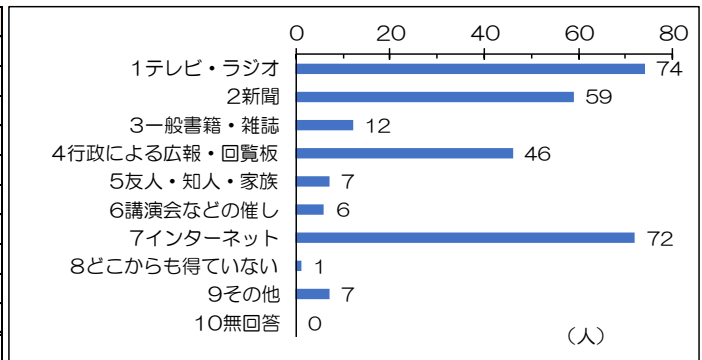
	人数(人)	割合(%)
1内容もよく知っている	7	6.4%
2知っているが内容まではよくわからない	32	29.1%
3聞いたことはある	25	22.7%
4知らない	46	41.8%
5無回答	0	0.0%
合計	110	100.0%



II 環境の情報について

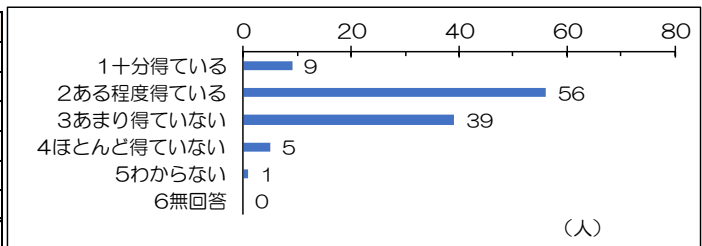
問6 環境に関する情報はどこで入手しますか。

	人数(人)	割合(%)
1テレビ・ラジオ	74	26.1%
2新聞	59	20.8%
3一般書籍・雑誌	12	4.2%
4行政による広報・回覧板	46	16.2%
5友人・知人・家族	7	2.5%
6講演会などの催し	6	2.1%
7インターネット	72	25.4%
8どこからも得ていない	1	0.4%
9その他	7	2.5%
10無回答	0	0.0%
合計	284	100.0%



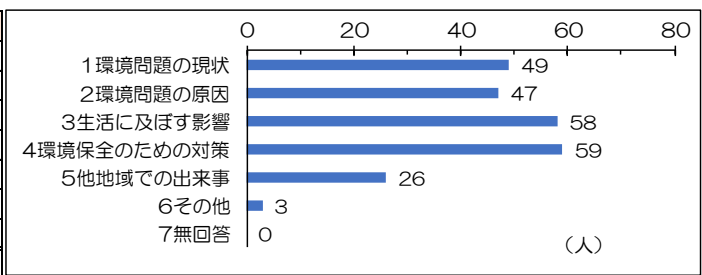
問7 環境に関する情報入手は十分ですか。

	人数(人)	割合(%)
1十分得ている	9	8.2%
2ある程度得ている	56	50.9%
3あまり得ていない	39	35.5%
4ほとんど得ていない	5	4.5%
5わからない	1	0.9%
6無回答	0	0.0%
合計	110	100.0%



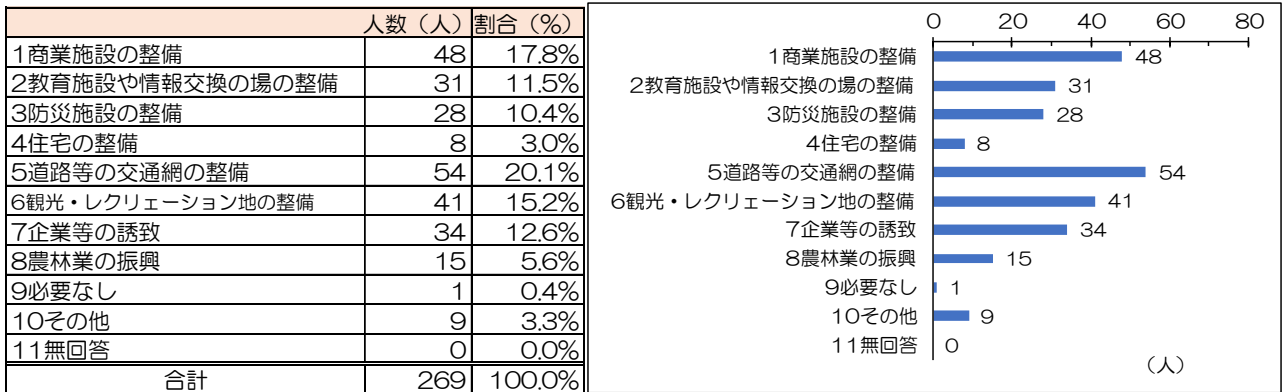
問8 環境に関して、不足している(知りたい)情報は何ですか。

	人数(人)	割合(%)
1環境問題の現状	49	20.2%
2環境問題の原因	47	19.4%
3生活に及ぼす影響	58	24.0%
4環境保全のための対策	59	24.4%
5他地域での出来事	26	10.7%
6その他	3	1.2%
7無回答	0	0.0%
合計	242	100.0%

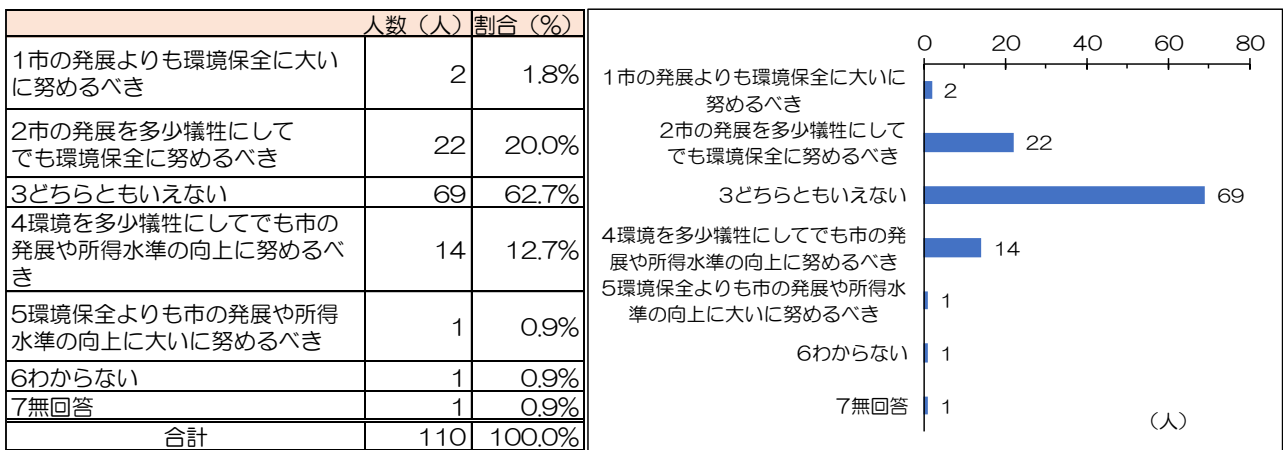


Ⅲ 望ましい環境像

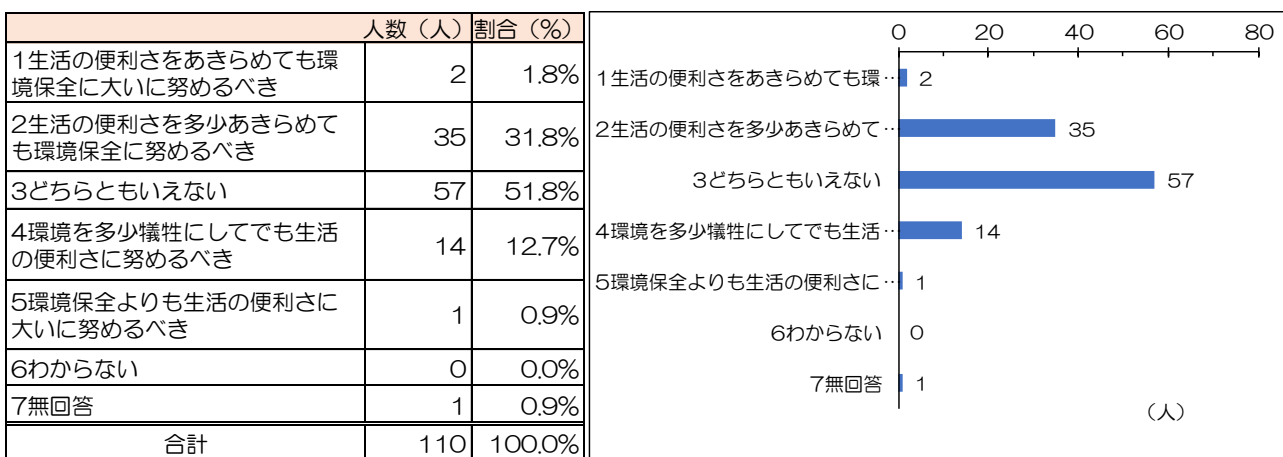
問9 地域の発展、活性化のため、伊賀市として最優先で取り組むべきものは何ですか。



問10 環境を守ることと伊賀市の発展のための開発や施設整備を進めることとどちらを優先すべきですか。

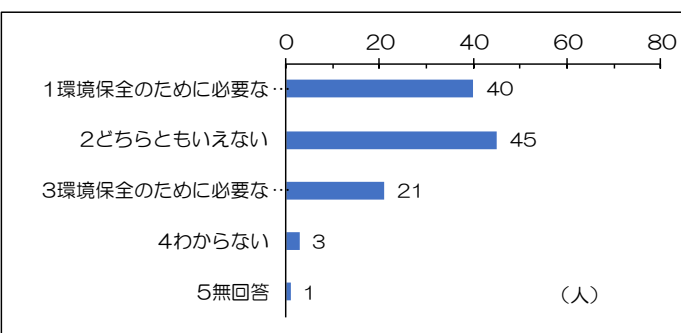


問11 環境を守ることと私たちのくらしの便利さを求めることとどちらを優先すべきですか。



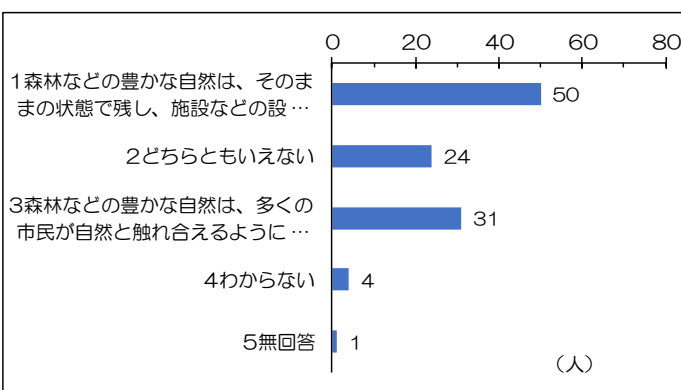
問12 環境を守るために、私たちに費用の一部を負担することなどについて賛成ですか。

	人数(人)	割合(%)
1環境保全のために必要な費用を商品価格やサービスに上乗せすることはやむを得ない	40	36.4%
2どちらともいえない	45	40.9%
3環境保全のために必要な費用を商品価格やサービスに上乗せすることは避けるべき	21	19.1%
4わからない	3	2.7%
5無回答	1	0.9%
合計	110	100.0%



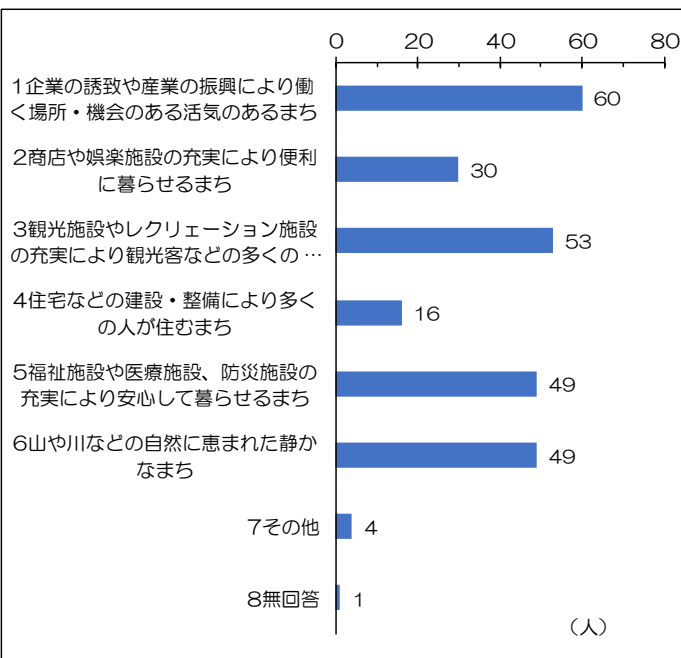
問13 自然との触れ合いのための施設の整備は必要だと思いますか。

	人数(人)	割合(%)
1森林などの豊かな自然は、そのままの状態を残し、施設などの設置はできるだけ必要なもののみにとどめるべき	50	45.5%
2どちらともいえない	24	21.8%
3森林などの豊かな自然は、多くの市民が自然と触れ合えるように施設整備を進めるべき	31	28.2%
4わからない	4	3.6%
5無回答	1	0.9%
合計	110	100.0%



問14 伊賀市全体のイメージとして、どのような市のイメージがふさわしいと思いますか。

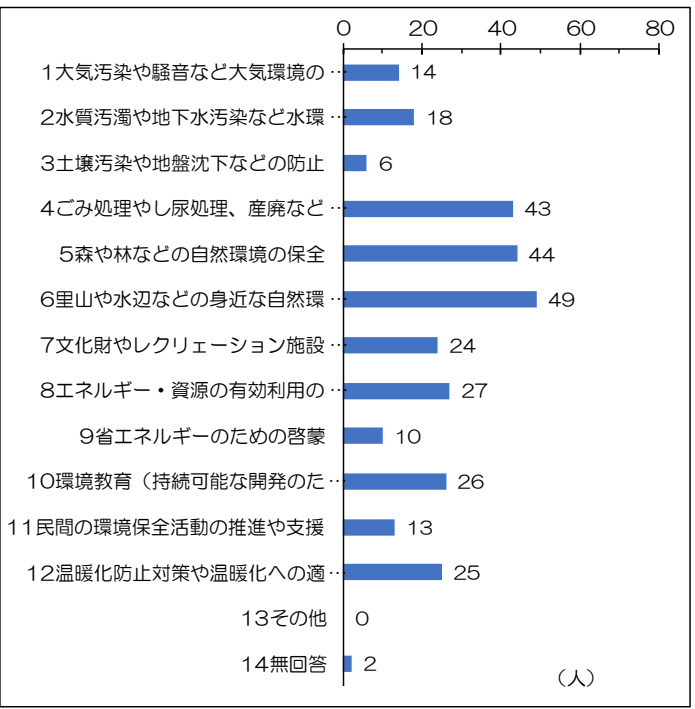
	人数(人)	割合(%)
1企業の誘致や産業の振興により働く場所・機会のある活気のあるまち	60	22.9%
2商店や娯楽施設の充実により便利に暮らせるまち	30	11.5%
3観光施設やレクリエーション施設の充実により観光客などの多くの人が訪れるまち	53	20.2%
4住宅などの建設・整備により多くの人が住むまち	16	6.1%
5福祉施設や医療施設、防災施設の充実により安心して暮らせるまち	49	18.7%
6山や川などの自然に恵まれた静かなまち	49	18.7%
7その他	4	1.5%
8無回答	1	0.4%
合計	262	100.0%



IV 環境保全に対する取り組み

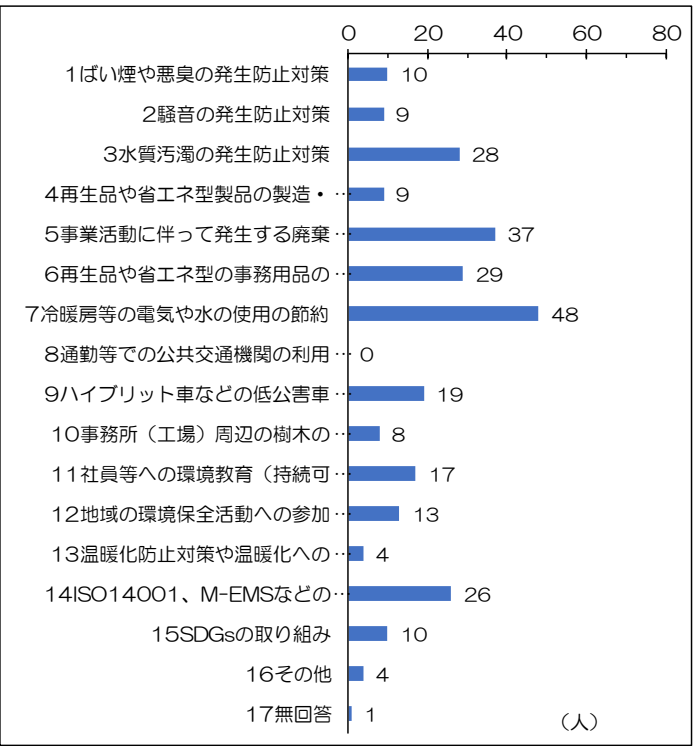
問15 環境保全のため、伊賀市として取り組むべきものは何ですか。

	人数(人)	割合(%)
1大気汚染や騒音など大気環境の保全	14	4.7%
2水質汚濁や地下水汚染など水環境の保全	18	6.0%
3土壌汚染や地盤沈下などの防止	6	2.0%
4ごみ処理やし尿処理、産廃などの廃棄物処理	43	14.3%
5森や林などの自然環境の保全	44	14.6%
6里山や水辺などの身近な自然環境の保全	49	16.3%
7文化財やレクリエーション施設の整備	24	8.0%
8エネルギー・資源の有効利用のための施策	27	9.0%
9省エネルギーのための啓蒙	10	3.3%
10環境教育(持続可能な開発のための教育など)	26	8.6%
11民間の環境保全活動の推進や支援	13	4.3%
12温暖化防止対策や温暖化への適用のための対策	25	8.3%
13その他	0	0.0%
14無回答	2	0.7%
合計	301	100.0%



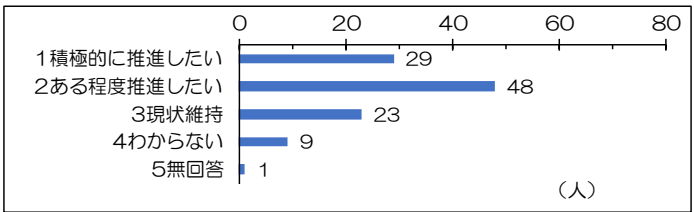
問16 貴事業所では環境保全のためにどのような取り組みを行っていますか。

	人数(人)	割合(%)
1ばい煙や悪臭の発生防止対策	10	3.7%
2騒音の発生防止対策	9	3.3%
3水質汚濁の発生防止対策	28	10.3%
4再生品や省エネ型製品の製造・販売	9	3.3%
5事業活動に伴って発生する廃棄物(産業廃棄物)の発生抑制	37	13.6%
6再生品や省エネ型の事務用品の購入	29	10.7%
7冷暖房等の電気や水の使用の節約	48	17.6%
8通勤等での公共交通機関の利用促進	0	0.0%
9ハイブリット車などの低公害車の導入	19	7.0%
10事務所(工場)周辺の樹木の植栽等の緑化	8	2.9%
11社員等への環境教育(持続可能な開発のための教育など)	17	6.3%
12地域の環境保全活動への参加やボランティア活動への協力	13	4.8%
13温暖化防止対策や温暖化への対応のための対策	4	1.5%
14ISO14001、M-EMSなどの環境マネジメントシステムの導入	26	9.6%
15SDGsの取り組み	10	3.7%
16その他	4	1.5%
17無回答	1	0.4%
合計	272	100.0%



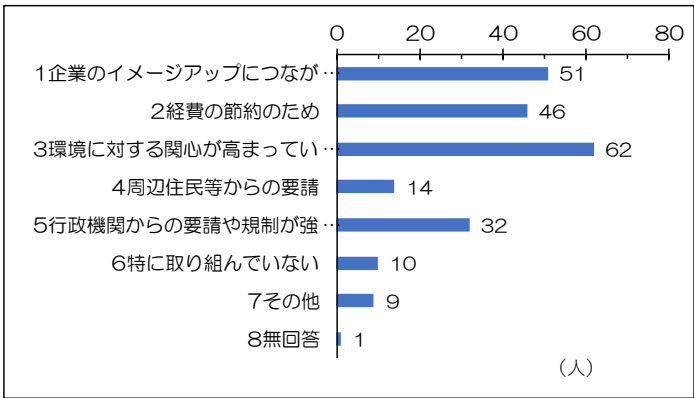
問17 貴事業所では今後、環境保全活動を推進したいとお考えですか。

	人数(人)	割合(%)
1積極的に推進したい	29	26.4%
2ある程度推進したい	48	43.6%
3現状維持	23	20.9%
4わからない	9	8.2%
5無回答	1	0.9%
合計	110	100.0%



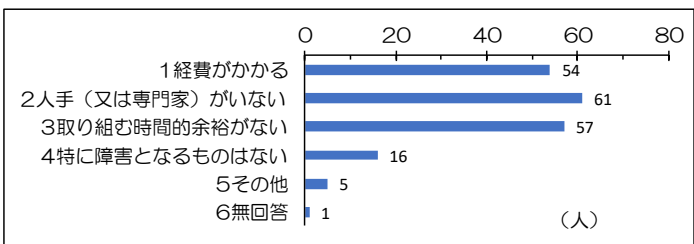
問18 貴事業所が環境保全活動に取り組む理由についてお伺いします。

	人数(人)	割合(%)
1企業のイメージアップにつながるため	51	22.7%
2経費の節約のため	46	20.4%
3環境に対する関心が高まっているため	62	27.6%
4周辺住民等からの要請	14	6.2%
5行政機関からの要請や規制が強化されるため	32	14.2%
6特に取り組んでいない	10	4.4%
7その他	9	4.0%
8無回答	1	0.4%
合計	225	100.0%



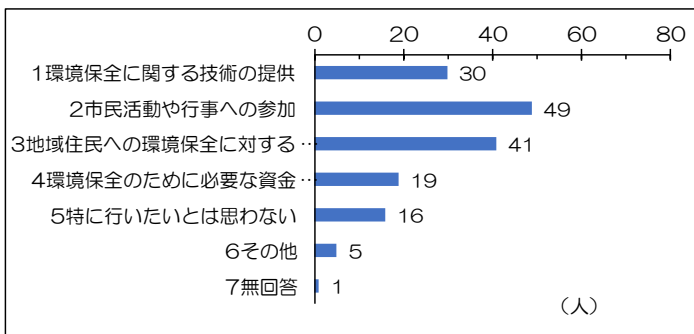
問19 貴事業所が環境保全活動に取り組むのに障害となっているものについてお伺いします。

	人数(人)	割合(%)
1経費がかかる	54	27.8%
2人手(又は専門家)がいない	61	31.4%
3取り組む時間的余裕がない	57	29.4%
4特に障害となるものはない	16	8.2%
5その他	5	2.6%
6無回答	1	0.5%
合計	194	100.0%



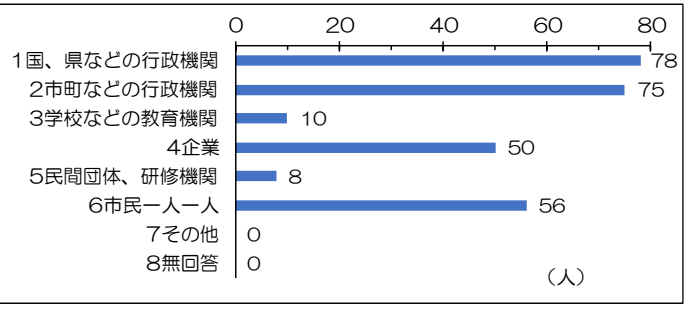
問20 貴事業所が今後行いたい(参加したい)環境保全活動について。

	人数(人)	割合(%)
1環境保全に関する技術の提供	30	18.6%
2市民活動や行事への参加	49	30.4%
3地域住民への環境保全に対する啓蒙活動	41	25.5%
4環境保全のために必要な資金(費用)の提供	19	11.8%
5特に行いたいとは思わない	16	9.9%
6その他	5	3.1%
7無回答	1	0.6%
合計	161	100.0%



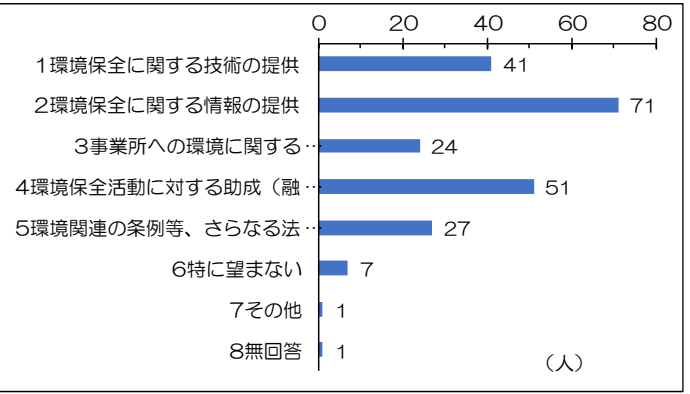
問21 環境保全のために最優先で取り組むべき期間は。

	人数(人)	割合(%)
1国、県などの行政機関	78	28.2%
2市町などの行政機関	75	27.1%
3学校などの教育機関	10	3.6%
4企業	50	18.1%
5民間団体、研修機関	8	2.9%
6市民一人一人	56	20.2%
7その他	0	0.0%
8無回答	0	0.0%
合計	277	100.0%



問22 貴事業所は環境保全に取り組むために、行政（伊賀市）に対してどのような支援を望みますか。

	人数(人)	割合(%)
1環境保全に関する技術の提供	41	18.4%
2環境保全に関する情報の提供	71	31.8%
3事業所への環境に関する勉強会等の教育活動	24	10.8%
4環境保全活動に対する助成（融資）等金銭的援助	51	22.9%
5環境関連の条例等、さらなる法令の整備	27	12.1%
6特に望まない	7	3.1%
7その他	1	0.4%
8無回答	1	0.4%
合計	223	100.0%



用語集

あ行

IoT/ Internet of Things (あいおーていー/いんたーねっと おび すいんぐず)【関連ページ：p24、25】

コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットへの接続や、相互通信により、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うことです。

IT/Information Technology (あいていー/いんふおめーしょん てくのろじー)【関連ページ：p25】

情報を取得、加工、保存、伝送するための科学技術。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用したコンピュータなどの機械や器具、および、その内部で動作するコンピュータプログラム（ソフトウェア）を用いて情報を扱う技術のことです。

伊賀市 EMS (いがし いーえむえす)【関連ページ：p8、47】

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境に関する方針や目標を設定し、環境保全の取り組みを進めることを「環境マネジメント（Environmental Management System）」といいます。本市では、ISO（国際標準化機構）から出されている環境マネジメントシステム規格（ISO14001）の要求事項を取り入れ、PDCA サイクルを回すことにより、継続的な環境改善を図ることをめざしています。トップマネジメントの決意表明に始まり、組織の状況の理解をし、環境方針や目標を定めます。それを達成するために計画を立て運用しています。

一般廃棄物 (いっばんはいきぶつ)【関連ページ：p9、30、33】

工場等から排出される産業廃棄物以外の廃棄物のことです。主に家庭から排出されるし尿、ごみ、粗大ごみなどの廃棄物のことを指します。

エコカー (えこカー)【関連ページ：p25、26、40】

エコカーは「エコロジー（自然環境保全）カー（車）」を略したもので、環境に配慮した車です。

エコカーには、電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、燃料電池車（FCV）、天然ガス自動車などがあります。

エコドライブ (えこらいぶ)【関連ページ：p25、40】

自動車を運転するときに急発進や急加速をすると燃料の無駄使いになるだけでなく、排気ガスによる大気汚染にもつながります。また、タイヤには適正な空気圧で走行することにより燃料を節約することができます。このように環境に優しい運転方法をエコドライブといいます。

SDGs/持続可能な開発目標 (えす・でいー・じーず/じそくかのうなかいはずもくひょう)【関連ページ：p3、4、5、6、7、10、21、23、34、35、54】

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において記載された 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

NPO (えぬぴーおー)【関連ページ：p35、46】

非営利団体（Nonprofit Organization）のことです。広義では、利益の再分配を行わない組織・団体一般を意味し、狭義では各種ボランティア団体や市民活動団体を意味します。最狭義では、特定非営利活動促進法に基づく法人格を得た団体を指します。特に、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間組織（民間非営利団体）をいいます。

温室効果ガス (おんしつこうがす)【関連ページ：p1、2、4、6、8、15、24、25、26、27、33、34】

太陽光によって温められた地表面は、赤外線という形で熱を地球の外に放出します。しかし、大気中に存在する二酸化炭素やメタン等のガスには赤外線を吸収する性質があるため、本来は外に放出される熱を大気中に止めてしまい、気温を上昇させる働きがあります。このような性質を持つガスのことを温室効果ガスといい、これには、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどがあります。

か行

外来生物/外来種 ((がいらいせいぶつ/がいらいしゅ)【関連ページ：35、36、37、49】

もともとその地域にはいなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物を「外来生物」といいます。

さらに、外来生物のうち、地球の自然環境に大きな影響を与えたり、農作物に被害を与えたりして特に注意が必要な

生物を「特定外来生物」といいます。アライグマ、ウシガエル、カミツキガメなどが指定されています。

これら外来生物が自然の中に存在することで、もともとその地域にいる生物を食べたり、雑種の子供ができたりするなどの問題が発生しています。また、現在日本においても外来生物は増加しており、それにより昔から日本にいる生物が減少したり、田畑や川の農林水産物を荒らしたりするなどの被害も生じています。

このような被害から自然環境を守るために、特定外来生物は、「飼育・栽培」、「運搬」、「保管」、「輸入」、「野外に放つ・植える・蒔く」、「許可を持っていない者に譲渡・引渡」が原則禁止されています。

花崗岩（かこうがん）【関連ページ：p15】

深成岩の一種です。粗粒で、粒のそろった岩石のことです。主に石英・カリ長石・斜長石・黒雲母（くろうんも）からなり、角閃石（かくせんせき）や白雲母（しろうんも）を含むこともあります。色は白や淡灰色、淡紅色が多く、堅牢で磨くと光沢がでます。

合併処理浄化槽（がっぺいしよりじょうかそう）【関連ページ：p39、40、51】

し尿と生活雑排水をあわせて処理できる浄化槽のことです。

カーボンニュートラル（かーぼんにゅーとらる）【関連ページ：p6、24、26】

二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすることです。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット（埋め合わせ）することなどにより達成をめざします。

環境アセスメント/環境影響評価（かんきょうあせすめんと/かんきょうえいきょうひょうか）【関連ページ：p35】

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、その環境影響について事前に十分な調査、予測及び評価するとともに、その結果を公表して 地域住民の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じようとするものであり、環境汚染を未然に防止するための有効な手段の一つです。

環境基準（かんきょうきじゅん）【関連ページ：p16、17、38】

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。この基準は行政上の政策目標であり、人の健康などを維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくこととするものです。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌、騒音、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準が定められています。

環境配慮（かんきょうはいりょ）【関連ページ：p50、51、52】

地球温暖化をはじめとした環境問題に対し、日々の生活や経済活動を委縮させることなく、持続可能な発展をさせるために個人や事業者などが法律等の規制に従うだけでなく、自主的かつ積極的に環境保全に配慮することをいいます。

環境負荷（かんきょうふか）【関連ページ：p46】

人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものと定義されます。工場・事業場からの排水、排ガスや生活排水、ごみ、自動車排ガスはもとより、野生生物その他の自然物が損なわれる原因となるものや二酸化炭素のように蓄積した結果として支障を生ずる可能性があるものによって環境負荷が生じます。

環境保全型農業直接支払交付金事業（かんきょうほぜんがたのうぎょうちよくせつしはらいこうふきんじぎょう）

【関連ページ：p35】

環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」です。農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援しています。

京都議定書（きょうとぎていしよ）【関連ページ：p4】

1997 年 12 月京都で開催された COP3 で採択された気候変動枠組条約の議定書のことをいいます。ロシアの締結を受けて発効要件を満たし、2005 年 2 月に発効しました。2005 年 8 月現在の締約国数は、152 カ国と欧州共同体となっています。なお、日本は 1998 年 4 月 28 日に署名、2002 年 6 月 4 日に批准しました。

先進締約国に対し、2008～12 年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を 1990 年比で、5.2%（日本 6%、アメリカ 7%、EU8%など）削減することを義務付けています。

減容化（げんようか）【関連ページ：p19、30】

廃棄物などの容積を減少させることです。

減容化を行うにあたっては、焼却処理、圧縮処理、溶融処理など、複数の方法があります。例えば、焼却処理は、廃棄物を燃焼させて灰にすることで減容化を実現する方法です。

公害対策基本法(こうがいたいさくきほんほう)(昭和42年8月3日法律第132号 ※平成5年11月19日廃止) 【関連ページ：p2】

1960年代後半には、それまでの「ばい煙規制法」や「水質2法」などの個々の対症療法的な規制では不十分であり、公害対策の基本原則を明らかにし総合的に推進していくことが重要という考えのもとに、1967年7月に制定された公害防止対策の基本となる法律です。1993年の「環境基本法」の成立により廃止となりましたが、内容の大部分はそのまま引き継がれています。

光化学オキシダント/Ox(こうかがくおきしだんと/おーえっくす)【関連ページ：p16】

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称です。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与えます。全国の環境基準達成率は1%にも満たない状況です(2019(令和元)年度)。

光化学オキシダント濃度が環境基準を達成しない理由として、越境大気汚染増加の影響や、光化学オキシダントの生成に寄与する前駆物質(揮発性有機化合物等)が減少していないなどの理由があります。

環境省では、「機構変動対策・環境大気環境改善のための光化学オキシダント総合対策」で光化学オキシダントの削減をめざし、この総合対策のなかで、以下の3つをあげています。

- ・環境基準の設定、再評価に向けた知見の整理と検討
- ・気候変動に着目した科学的検討
- ・光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が光化学反応により生成、しかし、大気中の前駆物質の濃度による反応性などは未解明

光化学オキシダントは、生成機構をより詳しく解明することや、前駆物質の削減により光化学オキシダントの濃度がどのように変化したかなどシミュレーションを活用し検討するとともに、社会経済変化や新たな環境対策の進展等を考慮し、光化学オキシダント対策に必要な取り組みを進めています。

公共用水域(こうきょうようすいいき)【関連ページ：p13】

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域、そしてこれに接続する公共溝渠、灌漑用水路その他公共の用に供される水路のことをいいます。

古琵琶湖層群(こびわこそうぐん)【関連ページ：p11、15】

三重県から滋賀県にかけて分布する湖底の堆積物を素因とする地層のことです。昔の琵琶湖とその周辺の平野に堆積した地層という意味で「古琵琶湖層群」と呼ばれています。

コンパクトシティ(こんぱくとしてい)【関連ページ：p42】

市町村の中心部に居住地や都市機能を集積することによって、市街地の活性化や行政コストの削減を図り、住民の利便性を向上させる考え方のことです。環境問題などの近代都市特有の問題から都市のあり方を再定義する過程で生まれた概念です。

コンポスト(こんぼすと)【関連ページ：p51、52】

微生物の働きによって生ごみや落ち葉などからできた堆肥のこと、あるいはその容器のことです。

さ行

再生可能エネルギー(さいせいかのうえねるぎー)【関連ページ：p6、25、26】

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法)においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。

里山(さとやま)【関連ページ：p3、19、20、34、35、36、52】

薪炭材や落ち葉などの堆肥を確保するために維持されてきた人里近くの低山や丘陵に発達する樹林を里山といいます。里山の代表種としては、アカマツ、コナラ、アベマキなどがあげられます。薪炭林、二次林ともいわれます。

産業廃棄物（さんぎょうはいきぶつ）【関連ページ：p20、30】

廃棄物処理法に定められた分類で事業活動に伴って生じる廃棄物の中で、量的、質的に環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、排出事業者が責任を持って処理するものをいいます。具体的には、燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類など 20 種類あります。

資源循環型社会（しげんじゅんかんがたしゃかい）【関連ページ：p51】

大量消費、大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用、再生利用を第 1 に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えることや、自然生態系に戻し排出物の量を最小限とする社会のことです。これは環境保全型の社会づくりの重要な柱のひとつであり、使えるものは再度使うこと、原料として再生できるものは原料に戻すことが当然のこととして行われる社会へ変えていく必要があります。

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）【関連ページ：p6】

（じゅんかんがたしゃかいけいせいすいしんきほんほう）

循環型社会の形成について、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定め、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されました。

市民農園（しみんのうえん）【関連ページ：p36】

一般にサラリーマンなどの都市住民がレクリエーション目的などで、小面積の農地を利用して野菜や花などを育てるための農園のことをいいます。

臭気指数（しゅうきしすう）【関連ページ：p39、41】

臭気指数とは「人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化」したものであり、多様な臭い物質に対応することが可能となります。なお、悪臭防止法では「悪臭物質濃度」（22 物質）、あるいは「臭気指数」のいずれかによって悪臭の強さの規制をしており、現在、本市では「悪臭物質濃度」（22 物質）を採用しています。

食品ロス（しょくひんロス）【関連ページ：p30、31】

本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。

本来食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の量は年間 522 万 t になっています。（令和 2 年度推計値：農林水産省）

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）（すいしつおたくぼうしほう）【関連ページ：p2、41】

工場や事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進することなどにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的として制定されました。

生活排水（せいかつはいすい）【関連ページ：p9、13、38、39】

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。このうち、トイレの排水を除いたものを生活雑排水といいます。

生態系（せいたいけい）【関連ページ：p1、24、28、32、35、38】

動植物、微生物などが生息し、それらを取りまく大気、水、土壌などの無機質な環境から成り立ち、そこでの食物連鎖に伴う様々な物質（炭素・窒素等の栄養物質など）やエネルギー（太陽エネルギーがもとになっている）の流れによって複雑に結ばれた系のことをいいます。

生物化学的酸素要求量/BOD（せいぶつかがくてきさんそようきゅうりょう/びーおーでいー）【関連ページ：p16、38】

Biochemical Oxygen Demand の略です。水質汚濁の指標であり、水中の有機物が好気性微生物により生物化学的に酸化されるときに消費される酸素量をいいます。

だ行

ダイオキシン類（だいいおきしんるい）【関連ページ：p2、16、17】

ポリ塩化ジベンゾ-p-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称で、動物実験で強い急性毒性を持つことが明らかにされているほか、人に対する発がん性や催奇形性が疑われています。ダイオキシン類は、燃焼や化学物質製造の過程などで非意図的に生成され、燃焼排ガスや化学物質の不純物として環境に排出されます。

大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）（たいきおせんぼうしほう）【関連ページ：p2、41】

工場や事業場等から排出されるばい煙等を規制することや、自動車からの排出ガスの許容限度を定めること等により、国民の健康保護・生活環境を保全することを目的として制定されました。

人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が環境基本法において設定されており、この環境基準を達成することを目標に、大気汚染防止法に基づいて規制を実施しています。

大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければならないとされています。

代償生物植生（だいしょうせいぶつしょくせい）【関連ページ：p16】

さまざまな人為的影響が加えられた後に成立した植生のことです。自然植生の対語として使われます。農耕地や人工林などのほか、刈り取り、伐採などによって成立した里山や草原なども含まれます。人為的影響がなくなると徐々にその構成種が変化して自然植生に向けて遷移します。日本の現存植生のほとんどは代償植生です。里地、里山を形成する代償植生は自然に成立したものではありませんが、長期間に渡って維持されてきたため、そうした環境に適応した生物も多数存在しています。近年、山村地域における過疎化や高齢化、産業活動の変化に伴って、コナラ林に代表される代償植生の伐採がほとんど行われなくなっています。これにより生物相に変化が起これ、生物多様性維持の面から問題視されています。

堆肥化（たいひか）【関連ページ：p31】

ごみ、下水汚泥、家畜ふん尿、木屑などの有機物を微生物により発酵させ肥料化することをいいます。（コンポスト化）

太陽光発電（たいようこうはつでん）【関連ページ：p8】

シリコン半導体などに光が当たると、電気が発生する原理を応用した発電システムです。太陽光エネルギーを直接電気に変換する部分が太陽電池です。

脱炭素《社会》（だつたんそ《しゃかい》）【関連ページ：p6、24】

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」をめざす社会のことです。日本では、2020年10月に当時の菅義偉首相が「2050年を目途に、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」という脱炭素社会への所信表明をしました。

単独処理浄化槽（たんどくしょりじょうかそう）【関連ページ：p40】

し尿のみを処理する浄化槽のことです。2000（平成12）年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設は原則として禁止され、浄化槽の新設時には、原則「合併処理浄化槽」を設置することが義務付けられました。

地域計画（旧称人・農地プラン）（ちいきけいかく（きゅうしょうひと・のうちぶらん））【関連ページ：p35】

農業者の高齢化や担い手不足が心配される中、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体や地域における農業の将来の在り方などを明確化することです。

地域循環共生圏（ちいきじゅんかんきょうせいけん）【関連ページ：p6、8、21】

各地域が、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方です。

地球温暖化（ちきゅうおんだんか）【関連ページ：p1、2、6、8、10、19、20、22、24、25、27、28、37、45、51】

石油や石炭などの化石燃料の大量消費により二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に排出され、これらのガスにより地球の気温や海水温が長期的に上昇することです。このまま地球温暖化が進むと、海面の上昇、異常気象の発生、食糧生産・生態系への影響などの問題が懸念されています。

沖積平野（ちゅうせきへいや）【関連ページ：p15】

河川の堆積作用によって生じ、現在までその作用が続いている平野のことです。日本では完新世（沖積世）に形成された平野という意味にも用いられます。

低炭素《化・社会》（ていたんそ《か・しゃかい》）【関連ページ：p7、24】

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会をいいます。

な行

生ごみ処理容器（なまごみしよりようき）【関連ページ：p30、31】

家庭から出される生ごみを減量・堆肥化するための容器のことです。密閉型容器とコンポスト容器があり、密閉型容器は嫌気性細菌を使って生ごみ等を発酵分解していく方式です。密閉されているため、虫が発生しにくくなっています。

コンポスト容器は、生ごみを投入し、乾いた土や落ち葉、雑草などを入れて微生物により発酵・分解していく方式です。畑など屋外で土に穴を掘り、20cmほど埋めて設置をして使用します。

二酸化硫黄（にさんかいおう）【関連ページ：p16】

硫黄酸化物の一種で、腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体です。不純物として石炭中に最大2.5%程度、原油中に最大3%程度含まれる硫黄化合物が、石炭や石油などの燃焼時に酸化することにより発生します。大気汚染物質のひとつとして、また、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られます。さらに、二酸化硫黄は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こすといわれています。

二酸化窒素（にさんかちっそ）【関連ページ：p16】

窒素の酸化物で赤褐色の気体です。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがあります。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。また、生物活動に由来する自然発生があります。地球規模では二酸化窒素のほとんどが生物活動から発生しています。人の健康影響としては、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因になるといわれています。

農地中間管理事業（のうちちゅうかんかんりじぎょう）【関連ページ：p35】

農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構が、農業経営からのリタイヤや、規模縮小など、農地の受け手を探している農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手（担い手農家等）に貸し付ける事業のことです。

ほ行

パリ協定（ぱりきょうてい）【関連ページ：p4、7、10、24】

2015(平成27)年11月から12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された、2020(令和2)年以降の温暖化対策の新たな国際的枠組みのことです。産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるとともに、1.5℃未満になるよう努力する等の数値目標が定められました。

PDCA サイクル（ピーでいーしーえーさいくる）【関連ページ：p3、54】

マネジメントサイクルの1つで、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のプロセスを順に実施し、最後の改善を次の計画に結び付け、品質の維持・向上や継続的な改善活動につなげる手法のことです。

浮遊粒子状物質/SPM（ふゆうりゅうじょうぶつじつ/えすぴーえむ）【関連ページ：p16】

浮遊粉じんのうち粒径が10ミクロン（1cmの1000分の1）以下のものをいいます。

冬日（ふゆび）【関連ページ：p15】

1日の最低気温が7℃を下回る日のことです。

フロン類（ふろんるい）【関連ページ：p2】

フロン排出抑制法でCFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）を「フロン類」と定義しています。化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有していることから、エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒、スプレーの噴射剤など、身の回りの様々な用途に活用されてきました。

しかし、これらフロン類は、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになったことから、オゾン層破壊効果が無く、温室効果の小さいノンフロン等への代替が進められています。

片麻岩類（へんまがんるい）【関連ページ：p15】

変成岩の一種です。広域変成作用でできた、粗い縞状構造をもつ岩石です。鉱物組成は花崗岩（かこうがん）に似たものが多く、石英・長石・雲母・角閃石などからなります。

ま行

マイクロプラスチック（まいくろぷらすちく）【関連ページ：p1、2】

紫外線や波の影響で劣化したプラスチックのうち、5mm以下のサイズになったものを指します。自然分解されず、半永久的に残るといわれています。

膜分離高負荷脱窒素処理方式（まくぶんりこうふかだつちっそしよりほうしき）【関連ページ：p17】

し尿の処理方法の一つ。高負荷脱窒素処理方式は、搬入し尿及び浄化槽汚泥は無希釈のまま硝化・脱窒反応層の活性汚泥混合液（MLSS）の濃度を標準法の2～3倍程度、反応液温度を25℃以上と高く設定することで生物化学的酸素要求量（BOD）と窒素の容積負荷を大きくした方法です。

膜分離高負荷脱窒素処理方式は、高負荷脱窒素処理方式によって高濃度になった流出水の浮遊物質（SS）の固液分離に際し、従来の機械式や沈降式ではなく、膜（繊維）を採用することでより高い固液分離を行う方法です。

松尾芭蕉 1644～1694（まつおばしょう）【関連ページ：p2、21、22、43、45、54】

江戸時代前期の伊賀国（現在の三重県伊賀市）出身の俳諧師です。藤堂新七郎家に仕え、2歳年上の若君良忠（俳号、蟬吟）とともに俳諧に出会い、俳諧の道に入りました。良忠が25歳で早逝すると、仕官を退き、1672年、処女句集「貝おほひ」を上野天満宮に奉納した後、江戸へ下りました。江戸に出た当初は、神田上水の改修工事にも従事しましたが、やがて俳諧宗匠として立机。当代の傑出した俳人と評されるに至りましたが、突然深川に居を移し隠逸の生活に入りました。また、その後、生涯を通じて旅を重ねるなかで、滑稽や諧謔を主としていた俳諧を、蕉風と呼ばれる芸術性の極めて高い句風として確立し、現在では俳聖として世界的に知られています。

真夏日（まなつび）【関連ページ：p1、15】

最高気温が摂氏30度以上の日のことです。

眞鍋淑郎（まなべしゅくろう）【関連ページ：p24】

日本出身で米国籍の気象学者（理学博士）であり、2021年のノーベル物理学賞を受賞しています。眞鍋博士は米プリンストン大学の上席研究員で、地球温暖化理論の第一人者です。1950年代から気象研究に取り組み、大気中の二酸化炭素が増えると地表の温度が上昇するという世界で初めて数値で示しました。

真冬日（まふゆび）【関連ページ：p1】

最高気温が摂氏0度未満の日のことです。

猛暑日（もうしょび）【関連ページ：p1、15】

最高気温が摂氏35度以上の日のことです。

5行

リサイクル/再利用（りさいくる/さいりょう）【関連ページ：p2、8、10、17、18、20、26、29、30、31、33、35】

産業物を資源の節約や環境汚染の防止のために再度、活用することです。再生紙化、金属等の回収、助燃剤化、熱回収等があります。

リデュース/減量（りでゅーす/げんりょう）【関連ページ：p18、20、29、30、31、33】

廃棄物をなるべく出さないようにするための取り組みです。事業者は原材料の効率的利用や使い捨て製品の製造・販売の抑制など製造から流通段階までの配慮が必要とされます。また消費者はごみを分別・減量化する、使い捨て製品を購入しないなど家庭からの発生量削減に努める必要があります。

リフューズ/発生回避（りふゅーず/はっせいかいひ）【関連ページ：p30、33】

申し出などを拒否するという意味があります。廃棄物の発生を減らす取り組みの一つであり、ごみの元になるものを買ったり貰ったりしないことをいいます。例えば、買い物をするときに、エコバックを持参し、レジ袋を受け取らないなどが該当します。

リユース/再使用（りゅーす/さいしりょう）【関連ページ：p29、30、33】

使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うことをいいます。不要になったがまだ使えるものを再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品や容器などを回収して修理したり洗浄したりしてから、再び製品や容器などとして使う場合があります。

流域圏 SDGs（りゅういきけんえすでいーじーず）【関連ページ：p8、35】

日本では、環境省が地域レベルで循環型社会を実現（地域循環共生圏）するための「ローカル SDGs」概念を提示していますが、そのための地域設定については、学校区、市町村、都道府県などで異なる課題を抱えており、それらの解決のための適切な地域単位も異なります。朴恵淑三重大学特命副学長をはじめとする三重大学及び中部大学の共同研究グループは、行政区単位での境界線が自然環境の一体性を分断し、諸課題への適切な対応が出来ない場合が生じていることから自然環境を基盤とした地域設定が必要であること、日本人の生活基盤が、歴史的に分水嶺に囲まれた各地の流域において主に形成されており、今日でも多彩な文化の集積が流域単位でみられることから、河川流域を一つの地域単位として設定し研究対象とする「流域圏 SDGs 評価モデル」を提唱しています。

ローカル SDGs（ろーかるえすでいーじーず）【関連ページ：p21、23、54】

各地域が地域資源を最大限に活用し、地域の特性に応じて環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」実現のための各地域における実践目標として、環境省が提示している概念のことで

伊賀市環境基本条例

改正

平成 20 年 3 月 26 日条例第 6 号

平成 22 年 3 月 30 日条例第 2 号

平成 27 年 3 月 30 日条例第 5 号

令和 4 年 3 月 29 日条例第 13 号

伊賀市環境基本条例目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 基本的施策（第 8 条—第 12 条）

第 3 章 環境審議会（第 13 条—第 23 条）

第 4 章 雑則（第 24 条—第 26 条）

附則

前文

わたしたちのまち伊賀市は、恵まれた緑と自然環境と先人たちが築いてきた多くの歴史的・文化的環境を育み着実に発展してきた。

しかしながら、近年においてわたしたちが求めてきた利便性や豊かさとともに社会経済活動の拡大、生活様式の変化などに伴い、身近な自然の減少や環境への負荷の増大など都市生活型環境問題が深刻化し、更には地球温暖化による地球上生物の持続的な生存など地球的規模に係わる重大な問題となってきた状況にあり、経済社会システムや生活様式の見直しなど新たな対応が求められている。

いうまでもなく、わたしたちは、健康で文化的な生活を営むために必要な安心で良好な環境を享受する権利を有するとともに、次世代に引き継いでいくことの責務を有している。

これらの認識のもと、わたしたちは、市、市民及び事業者並びに市民団体の協力によって人と自然、人と人が健全で共生する快適な環境を確保するとともに、市民の総意として本市の良好な環境の保全と創造に向けて本条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号。以下「法」という。）の精神にのっとり、環境の保全について基本理念を定め、市、市民及び事業者並びに市民団体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活に寄与するとともに市民の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境の保全」とは、健康で安全かつ快適な生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）及び恵み豊かな自然環境を保持し、保護することをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全は、本市の恵み豊かな環境を保全し、更に市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を現在の世代が享受するとともに次世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、人の活動による環境への負荷によって失われつつある生態系の均衡を保持し、人と自然との共生を図り、及び安らぎと潤いのあるまちづくりを推進することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、リサイクルの促進、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により、資源循環型の環境にやさしいまちづくりを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取り組みにより行われなければならない。

4 地球環境の保全は、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、施策の策定及び実施に当たっては、環境への影響に配慮し環境負荷への低減に努めなければならない。

3 市は、基本理念にのっとり、国及び他の地方公共団体と協力し、環境の保全に関する施策の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止等自然環境を適正に保全する措置を講ずるとともに、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、市、市民及び事業者と協働し、環境の保全に努める責務を有する。

2 市民団体は、基本理念にのっとり、環境の保全活動に関し、環境の保全に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、環境の保全に関する施策の策定及び実施を総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 自然環境が確保され、市民が健康で文化的な生活環境づくりの推進が図られること。
- (2) 廃棄物の減量及びエネルギーの有効かつ効率的な利用等により、物質の循環が図られること。
- (3) 歴史的、文化的遺産の保全、活用等により、良好な環境づくりを推進すること。
- (4) 野生生物の種の保存その他生態系の多様性の確保が図られること。
- (5) 環境の保全に関する環境学習の推進を図ること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定することができる。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標、基本的方向及びその配慮
- (2) 前条に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第13条に規定する伊賀市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、その内容を速やかに市民に公表するものとする。

6 第3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第10条 市長は、環境の状況及び環境の保全形成に関して講じた施策について、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(自主的な活動の支援)

第11条 市長は、市民、事業者及び市民団体による環境の保全に関する自主的な活動を促進するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(国等への要請等)

第12条 市は、環境の保全に関し必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するほか、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第13条 法第44条の規定に基づき、市域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する等のため、伊賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第14条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 生活環境及び自然環境の保全に係る基本方針の樹立に関すること。
 - (2) 公害の予防並びに防止対策及び被害対策に関すること。
 - (3) 自然環境の保全対策に関すること。
 - (4) その他環境の保全について、特に必要があると認められる事項
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関して、調査審議し、その結果を市長に報告するとともに、意見を述べることができる。

(組織)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体から推薦された者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第16条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げるところによりその職をもって委嘱された委員の任期は、委員として委嘱を受けるべき職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が会長の職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第18条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めるとき、又は委員の半数以上の者から招集の請求があるときに会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別調査委員会)

第19条 審議会は、特別の事項を専門的に調査審議させるため、必要があると認められた場合には、臨時に特別調査委員会を置くことができる。

2 特別調査委員会の委員は5人以内とし、会長が審議会に諮って委員のうちから指名する。

3 特別調査委員会は、会長が必要に応じて随時招集する。

4 特別調査委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、その職を解かれたものとする。

(関係者の出席)

第20条 審議会は、市長から諮問された事項及び調査審議する事項について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(除斥)

第21条 会長及び委員は、第14条第1項の事項に関し、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。ただし、審議会の同意を得たときは、この限りではない。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、人権生活環境部生活環境課において処理する。

(補則)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(情報の収集と提供)

第24条 市長は、環境の保全形成に関する情報の収集と提供に努めなければならない。

(推進体制の整備)

第25条 市は、関係機関相互の密接な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 市は、市民、事業者及び市民団体の参加並びにこれらのものとの協働により、環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第26条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日条例第5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (令和4年3月29日条例第13号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



令和5年3月発行

発行 伊賀市人権生活環境部生活環境課

住所 三重県伊賀市四十九町 3184 番地

TEL 0595-22-9624

ホームページ URL <https://www.city.iga.lg.jp/0000011077.html>



伊賀市 HP 環境基本計画策定関連ページ